

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日
(第42期) 至 平成28年3月31日

大東建託株式会社

(E00218)

第42期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

大東建託株式会社

目 次

	頁
第42期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【受注及び売上の状況】	14
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3 【設備の状況】	24
1 【設備投資等の概要】	24
2 【主要な設備の状況】	24
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	58
3 【配当政策】	60
4 【株価の推移】	61
5 【役員の状況】	62
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	67
第5 【経理の状況】	79
1 【連結財務諸表等】	80
2 【財務諸表等】	133
第6 【提出会社の株式事務の概要】	153
第7 【提出会社の参考情報】	155
1 【提出会社の親会社等の情報】	155
2 【その他の参考情報】	155
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	156
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第42期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊切 直美
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111（大代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部長 川合 秀司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111（大代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部長 川合 秀司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	1,087,128	1,152,413	1,259,673	1,353,155	1,411,643
経常利益 (百万円)	84,239	85,539	93,335	95,887	105,558
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	47,103	51,674	55,277	56,109	67,279
包括利益 (百万円)	46,407	56,955	61,137	58,859	60,578
純資産額 (百万円)	152,009	186,592	222,005	236,794	248,522
総資産額 (百万円)	569,079	617,738	684,422	701,119	728,548
1株当たり純資産額 (円)	1,991.37	2,400.55	2,823.23	3,060.84	3,243.97
1株当たり 当期純利益金額 (円)	594.53	648.57	693.90	710.19	863.11
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	593.27	648.28	693.60	709.73	862.52
自己資本比率 (%)	27.82	30.96	32.86	34.31	34.34
自己資本利益率 (%)	32.54	29.57	26.57	24.11	27.42
株価収益率 (倍)	12.50	12.37	13.76	18.90	18.51
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	77,845	87,839	83,833	59,401	78,822
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,372	△10,363	△59,435	930	△93,555
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△29,491	△36,205	△39,127	△60,808	△57,923
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	221,093	264,191	253,236	255,551	182,631
従業員数 [外、平均臨時雇用人 員] (人)	13,875 [2,469]	14,154 [2,823]	14,597 [3,134]	15,113 [3,234]	15,692 [3,452]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 純資産額には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。但し、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率及び自己資本利益率の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	491,599	508,404	563,343	608,973	617,377
経常利益 (百万円)	61,469	57,029	56,825	58,990	80,646
当期純利益 (百万円)	34,119	34,556	33,542	34,471	59,811
資本金 (百万円)	29,060	29,060	29,060	29,060	29,060
発行済株式総数 (千株)	80,610	80,610	80,610	79,324	78,094
純資産額 (百万円)	110,267	125,236	134,969	124,448	130,992
総資産額 (百万円)	444,116	475,024	474,237	479,698	500,357
1株当たり純資産額 (円)	1,485.16	1,649.77	1,752.28	1,654.87	1,746.89
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	297 (148)	324 (159)	347 (170)	375 (185)	432 (199)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	430.64	433.72	421.07	436.32	767.30
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	429.74	433.53	420.88	436.04	766.79
自己資本比率 (%)	26.58	27.67	29.43	27.11	26.92
自己資本利益率 (%)	30.89	27.70	24.75	25.57	45.18
株価収益率 (倍)	17.25	18.49	22.68	30.77	20.83
配当性向 (%)	68.97	74.70	82.41	85.95	56.30
従業員数 [外、平均臨時雇用人 員] (人)	9,317 [963]	9,428 [988]	9,767 [1,038]	9,940 [1,050]	10,256 [1,125]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 純資産額には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。但し、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率、自己資本利益率及び配当性向の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

4. 第41期の1株当たり配当額375円には創業40周年記念配当20円が含まれております。

2 【沿革】

年月	概要
昭和49年6月	名古屋市千種区猪高町大字猪子石字八幡6番地の3に、大東産業株式会社を資本金100万円で設立。
昭和53年9月	商号を大東産業株式会社から大東建設株式会社に変更。
昭和55年3月	大東共済会株式会社を設立、業務を開始。
昭和63年4月	商号を大東建設株式会社から大東建託株式会社に変更。
平成元年1月	大東共済会株式会社を全額出資子会社とする。
3月	名古屋証券取引所市場第二部に上場。
平成2年4月	本社機構を東京都品川区北品川四丁目7番35号に移転。
平成3年9月	名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定替え。
平成4年2月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成5年10月	全額出資の大東ファイナンス株式会社を設立（平成5年6月）、業務を開始。（現・連結子会社）
平成6年7月	全額出資のハウコム株式会社を設立（平成6年1月）、業務を開始。 全額出資のハウコム出版株式会社を設立。
平成7年10月	全額出資の販売子会社10社を設立（平成7年4月）、業務を開始。
平成8年9月	全額出資のDAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD. 及びDAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD. を設立し、マレーシアでホテル開発事業に着手。（現・連結子会社） 本社機構を東京都港区芝公園二丁目4番1号に移転。
平成9年2月	本社用地を品川駅東口再開発地区に取得。
4月	小林建設株式会社の全株式を取得し、大東スチール株式会社とする。（現・連結子会社） ハウコム出版株式会社をジューシィ出版株式会社へ社名変更。（現・連結子会社）
5月	全額出資の大東建設株式会社を設立。
平成10年9月	全額出資の関西ハウコム株式会社を設立（平成10年7月）、業務を開始。
10月	販売子会社10社を吸収合併。
平成11年2月	大東ロジテム株式会社をケアパートナー株式会社と社名変更し、在宅介護事業へ進出。（現・連結子会社）
9月	品川ビルサービス株式会社を大東建物管理株式会社と社名変更し、賃貸建物管理業務を開始。
平成12年10月	「タクセルホーム」のブランドで戸建て住宅事業へ参入。
平成13年6月	全額出資の株式会社ガスパル関東及び株式会社ガスパル中部を設立、プロパンガス供給事業へ進出。
平成14年6月	全額出資の株式会社ガスパル近畿、株式会社ガスパル中国及び株式会社ガスパル九州を設立。
8月	日本電建株式会社から営業の一部を譲り受けるとともに、タクセルホーム事業部を統合し、全額出資で設立した新日本電建株式会社により戸建住宅事業を推進。
平成15年3月	品川駅東口に、賃貸複合ビル「品川イーストワンタワー」竣工。
4月	本社機構を東京都港区港南二丁目16番1号（品川イーストワンタワー）に移転。
7月	新日本電建株式会社を大東住託株式会社へ社名変更。
平成16年1月	ハウコム株式会社と関西ハウコム株式会社を統合・再編し、ハウコム株式会社（現・連結子会社）と株式会社ハウコム不動産情報センターとして営業を開始。
4月	大東住託株式会社と大東建設株式会社を合併し、大東住託株式会社として営業開始。 大東トレーディング株式会社を吸収合併。
10月	マレーシアホテル（ル・メリディアン・クアラルンプール）を開業。
平成17年2月	株式会社ガスパル九州を株式会社ガスパルへ社名変更。
5月	障がい者雇用促進を目的として大東コーポレートサービス株式会社を設立。（現・連結子会社）
7月	株式会社ガスパル東北、株式会社ガスパル関東、株式会社ガスパル中部、株式会社ガスパル近畿、株式会社ガスパル中国を株式会社ガスパルに合併。（現・連結子会社）
平成18年4月	大東住託株式会社を大東建設株式会社（現・連結子会社）に社名変更。
7月	賃貸経営受託システムを導入。
平成19年9月	連帯保証人不要サービスを行う、ハウスリーブ株式会社を設立。（現・連結子会社）
平成20年4月	大東共済会株式会社を大東建物管理株式会社に合併。（現・連結子会社）
平成23年6月	ハウコム株式会社が大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（現・東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード））に上場。
平成24年8月	グループ会社の本社定型業務、支店間の共通業務の集約を目的として大東ビジネスセンター株式会社

	を設立。(現・連結子会社)
平成26年4月	全額出資の大東みらい信託株式会社を設立。(現・連結子会社)
	大東建物管理株式会社全額出資の少額短期保険ハウスガード株式会社を設立。(現・連結子会社)
8月	大東建物管理株式会社全額出資の大東エナジー株式会社を設立。(現・連結子会社)
平成27年6月	CRS BLVD , LCの出資持分を取得し、米国不動産開発事業に進出。(現・持分法適用関連会社)
8月	大東建物管理株式会社全額出資のハウスペイメント株式会社を設立。(現・連結子会社)
10月	株式会社ガスパル全額出資の株式会社ガスパル九州を設立。(現・連結子会社)
12月	株式会社ソラストの株式を取得し、資本業務提携契約を締結。(現・持分法適用関連会社)
平成28年1月	全額出資のDAITO KENTAKU USA, LLCを設立。(現・連結子会社)
	株式会社ガスパル全額出資の大東ガスパートナー株式会社を設立。(現・連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループは、当社を含む連結対象会社25社、関連会社3社で構成され、建物賃貸事業によって土地活用を考える土地所有者に対し、建物賃貸事業の企画・建築・不動産の仲介・不動産管理までを総合的に提供すると共に、関連事業にも積極的に取り組んでおります。

なお、当社グループの各事業における当社及び関係会社の位置づけは次のとおりであり、セグメントと同一の区分であります。

建設事業 …………… 当社は、土地の有効活用に関する企画を提案すると共に建築請負契約を締結し、設計及び施工を行っております。

大東建設株式会社は、当社が施工する建築工事の一部の請負を行っております。また、当社の建築工事に要する資材の一部を、大東スチール株式会社が当社に供給しております。

不動産事業

一括借上 …………… 大東建物管理株式会社は、「賃貸経営受託システム」において、家主と一括借上契約を締結し、また、入居者と転貸借契約を締結し、一括借上事業を行っております。

不動産の仲介 …………… 当社が建設した賃貸建物に対し、当社及びハウコム株式会社は入居者の仲介斡旋を行っております。また、ハウコム株式会社は、当社が建設した賃貸建物以外の一般の賃貸住宅の仲介も行っております。

不動産の賃貸 …………… 当社が保有しているオフィスビル等の一部を、テナントに対し賃貸しております。

賃貸物件情報の提供 …… ジューシー出版株式会社では、不動産ポータルサイト「いい部屋ネット」の運営を行っております。

保証人の受託 …………… ハウスリープ株式会社では、賃貸建物入居者の保証人受託等の事業を行っております。

金融事業 …………… 大東ファイナンス株式会社は、建築資金融資（金融機関から長期融資が実行されるまでのつなぎ融資）等を行っております。

大東みらい信託株式会社は、不動産管理信託を中心とする信託業務及び資産承継・資産管理に関するコンサルティング業務を行っております。

少額短期保険ハウスガード株式会社は、家主及び賃貸入居者向けの保険を販売しております。

ハウスペイメント株式会社は、クレジットカードの決済代行業務を行っております。

D. T. C. REINSURANCE LIMITEDは、火災保険の再保険会社です。

その他事業 …………… 1) 株式会社ガスバル及びLPガス地域子会社は、燃料（LPガス）の販売等を行っております。

2) ケアパートナー株式会社は、デイサービスセンター及び保育施設の運営、訪問介護サービスを行っております。

3) 大東コーポレートサービス株式会社は、障害者雇用促進法に基づき設立された特例子会社であり、当社グループから業務を受託し、書類発送や印刷等を行っております。

4) 大東エナジー株式会社は、電気事業者から電力を購入し、電力の利用者に販売・供給するサービスを行っております。

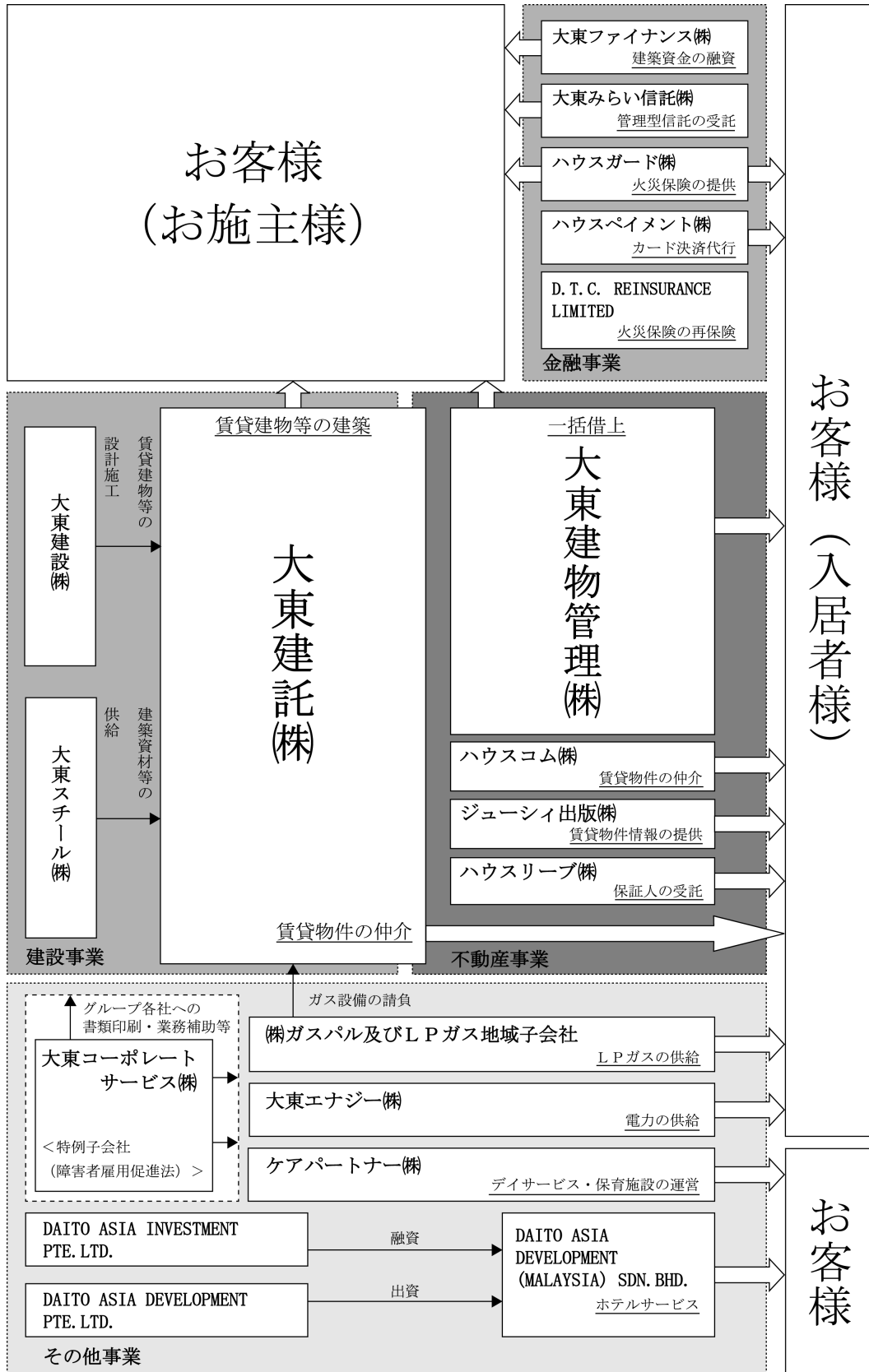
5) DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD. は、海外ホテル事業の運営を行っている会社に対して資金融資を行っております。

6) DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD. は、海外ホテル事業の運営を行っている会社に対し出資を行っております。

7) DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. は、マレーシアのクアラルンプールにおけるホテル事業を行っております。

大東ビジネスセンター株式会社は、当社グループの人事・総務・経理その他間接部門を統合・集約した業務サービスを行っております。

事業の系統図は、次のとおりです。



〔 ← : 財・サービスの提供 ← : グループ内取引 〕

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) 大東ファイナンス(株)	東京都港区	百万円 120	金融事業	100.0	—	当社施工物件の施主に対する建築資金融資等 役員の兼務 1名
ハウスコム(株) (注) 3	東京都港区	百万円 424	不動産事業	51.6	—	当社施工物件に対する入居者の仲介斡旋 役員の兼務 2名
ジューシィ出版(株)	東京都港区	百万円 45	不動産事業	100.0	—	当社施工物件の情報を賃貸情報誌等に掲載 役員の兼務 —
(株)ジューシィ情報センター	東京都港区	百万円 100	不動産事業	100.0	—	— 役員の兼務 —
大東スチール(株)	静岡県焼津市	百万円 100	建設事業	100.0	—	当社施工物件に使用する建築資材の供給 役員の兼務 1名
大東建設(株)	東京都北区	百万円 400	建設事業	100.0	—	当社施工物件の一部の建築請負 役員の兼務 1名
ケアパートナー(株)	東京都港区	百万円 100	その他	100.0	—	当社施工物件への入居 役員の兼務 1名
大東建物管理(株) (注) 2, 5, 11	東京都港区	百万円 1,000	不動産事業	100.0	—	当社施工物件の一括借上事業運営 役員の兼務 2名
(株)ガスパル (注) 6	東京都港区	百万円 120	その他	100.0	—	当社施工物件の入居者に対するLPガスの販売 役員の兼務 1名
大東コーポレートサービス(株)	東京都港区	百万円 100	その他	100.0	—	当社グループから書類発送、印刷等の業務を受託 役員の兼務 —
ハウスリーブ(株) (注) 5, 10	東京都港区	百万円 120	不動産事業	100.0 (100.0)	—	当社施工物件の入居者の保証人受託 役員の兼務 1名
大東ビジネスセンター(株)	東京都港区	百万円 50	全社共通	100.0	—	当社への人事、総務、経理等に係る業務の提供 役員の兼務 —
大東みらい信託(株)	東京都港区	百万円 150	金融事業	100.0	—	当社施工物件の施主等に対する管理型信託業 役員の兼務 2名
少額短期保険ハウスガード(株) (注) 5, 10	東京都港区	百万円 250	金融事業	100.0 (100.0)	—	当社施工物件の施主及び入居者に対する保険の販売 役員の兼務 2名

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	
大東エナジー(株) (注) 5, 10	東京都港区	百万円 40	その他	100.0 (100.0)	—	当社所有物件に対する電力の供給 役員の兼務 1名
ハウスペイメント(株) (注) 5, 10	東京都港区	百万円 45	金融事業	100.0 (100.0)	—	当社施工物件の入居者からの支払いに対するクレジットカード決済代行 役員の兼務 2名
(株)ガスパル九州 (注) 6, 10	福岡県大野城市	百万円 40	その他	100.0 (100.0)	—	当社施工物件の入居者に対するLPガスの販売 役員の兼務 —
大東ガスパートナー(株) (注) 6, 10	沖縄県宜野湾市	百万円 40	その他	100.0 (100.0)	—	当社施工物件の入居者に対するLPガスの販売 役員の兼務 —
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD. (注) 2, 7	シンガポール アンソンロード	千米ドル 58,916	その他	100.0	—	— 役員の兼務 1名
DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD. (注) 2, 9	シンガポール アンソンロード	千米ドル 149,064	その他	100.0	—	— 役員の兼務 1名
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 2, 7, 10	マレーシア クアララン プール市	千マレーシア・ リンギット 86,529	その他	100.0 (100.0)	—	— 役員の兼務 1名
D. T. C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ 諸島	千米ドル 3,001	金融事業	100.0	—	当社施工物件の入居者の 損害保険に対する再保険 役員の兼務 2名
DAITO KENTAKU USA, LLC (注) 2	アメリカ デラウェア州	千米ドル 36,600	その他	100.0	—	— 役員の兼務 1名
その他匿名組合 1組合 (注) 8	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) CRS BLVD , LC (注) 9, 10	アメリカ バージニア州	千米ドル 46,451	その他	50.0 (50.0)	—	— 役員の兼務 1名
(株)ソラスト (注) 4	東京都港区	百万円 300	その他	37.5	—	— 役員の兼務 1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報(持分法適用関連会社を除く)に記載された名称を記載しております。
2. 上記の子会社のうち、大東建物管理株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 及びDAITO KENTAKU USA, LLCは、特定子会社です。
3. ハウスコム株式会社は、有価証券報告書を提出しております。
4. 株式会社ソラストは、平成28年5月20日に有価証券届出書を提出しております。
5. ハウスリース株式会社、少額短期保険ハウスガード株式会社、大東エナジー株式会社及びハウスペイメント株式会社は、当社の子会社である大東建物管理株式会社が全額出資した間接所有子会社です。
6. 株式会社ガスパル九州及び大東ガスパートナー株式会社は、当社の子会社である株式会社ガスパルが全額出資した間接所有子会社です。
7. DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. は、当社の子会社であるDAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD. が全額出資した間接所有子会社です。

8. その他匿名組合は、当社に賃貸用共同住宅の建築を注文する顧客のアパートローンに保証を提供する合同会社ディー・エー・ワンが営業者となっている匿名組合であります。実質的な支配が認められることから、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成23年3月25日）を適用し、子会社としております。
9. CRS BLVD |,LCは、当社の子会社であるDAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD. が出資した共同支配企業です。
10. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数です。
11. 大東建物管理株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	747,268百万円
	(2) 経常利益	35,526百万円
	(3) 当期純利益	22,400百万円
	(4) 純資産額	104,952百万円
	(5) 総資産額	321,777百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建設事業	7,105 [333]
不動産事業	4,843 [950]
金融事業	30 [—]
その他	1,717 [1,646]
全社（共通）	1,997 [523]
合計	15,692 [3,452]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
10,256 [1,125]	42.03	7.31	9,277,046

セグメントの名称	従業員数（人）
建設事業	6,966 [321]
不動産事業	1,371 [369]
全社（共通）	1,919 [435]
合計	10,256 [1,125]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における国内経済は、政府の機動的な財政政策や日本銀行による大胆な金融政策、原油価格の低下に伴う企業業績拡大等を背景として、緩やかな景気の回復基調が続いています。

住宅業界では、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響からの持ち直しが見られ、住宅着工戸数は平成28年1月から前年同月比3ヶ月連続して増加し、平成27年度累計では前年比4.6%増加の92万戸となりました。

当社グループが主力とする賃貸住宅分野では、貸家着工戸数が平成27年11月から前年同月比5ヶ月連続して増加し、平成27年度累計で前年比7.1%増加の38万戸となりました。平成27年1月の相続税法改正に加えて、日本銀行の大胆な金融緩和政策によりアパートローンの低金利が継続しており、土地所有者の皆様の資産活用ニーズは活性化しています。賃貸住宅を提案する企業には、単なる節税対策にとどまらない“次世代への円満・円滑な資産継承”を実現するためのワンストップサービスの提供が求められています。

一方、少子・高齢化、晩婚化の進行とともに一人住まい世帯が増加することにより、日本の総世帯数は平成32年まで増加するものと予測され、景気の回復とともに賃貸住宅の入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。また、入居者の皆様のニーズも多様化しており、住まいを選ぶ目も厳しくなっています。建物や住宅設備等ハード面の充実のみならず、入居の際の連帯保証人不要制度や家賃のクレジットカード決済、24時間生活支援サポート等住まいや暮らし方にかかわるソフト面のサービスも同様に求められており、賃貸住宅を供給する企業には魅力ある建物・住まいの供給に取り組む必要があります。

また、東日本大震災の復興需要の本格化や東京オリンピックの施設建設をはじめ、交通インフラの整備や空港拡張等、国内の建設需要は益々高まっており、工事原価の上昇に伴うコスト抑制策、労働力の確保・施工体制の強化が継続して大きな課題となります。

このような環境下にあって、当社グループの連結業績は、売上高1兆4,116億43百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益1,010億1百万円（前連結会計年度比10.4%増）、経常利益1,055億58百万円（前連結会計年度比10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益672億79百万円（前連結会計年度比19.9%増）を計上し、8期連続の増収・増益を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

セグメント別の経過及びその成果は以下のとおりです。

① 建設事業

建設事業につきましては、豊富な受注工事残高を背景に工事を順調に進捗したことに加え、施工体制の強化等を図ったことにより、完成工事高が、前連結会計年度比1.1%増の5,953億64百万円となりました。完成工事総利益率につきましては、労務費の上昇等が継続したものの、価格改定による工事の採算改善により、前連結会計年度比0.3ポイント上昇の29.6%となりました。営業利益は販管費の抑制等により、前連結会計年度比5.8%増の902億48百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したこと等から、不動産事業売上高が前連結会計年度比7.0%増の7,748億7百万円、営業利益は前連結会計年度比44.9%増の225億27百万円となりました。

単体での入居者斡旋件数は、お部屋探しのお客様への話題性と認知度向上を目的として、賃貸仲介ブランド『いい部屋ネット』の新しいCM放映や年間プロモーションに注力した結果、前期比5.4%増の267,116件となりました。また、平成28年3月末の居住用入居率は前年同月比0.1ポイント上昇の96.8%、事業用入居率は前年同月比0.3ポイント上昇の98.2%となりました。

③ 金融事業

金融事業につきましては、土地オーナー様、入居者様へ家賃や家財を補償する少額短期保険ハウスガード株式会社の契約数の増加等により、売上高が前連結会計年度比17.3%増の55億79百万円、営業利益は前連結会計年度比9.7%増の21億48百万円となりました。

④ その他

その他の事業につきましては、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の増加や、介護が必要な高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数の増加等により、売上高が前連結会計年度比1.4%増の358億91百万円、営業利益は前連結会計年度比6.9%増の68億32百万円となりました。

一方、受注工事高におきましては、前期比4.9%増の6,930億44百万円となり、平成28年3月末の受注工事残高は、前期比8.4%増の8,911億15百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度において現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比729億20百万円減少し、当連結会計年度末の残高は1,826億31百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、788億22百万円の獲得（前連結会計年度は594億1百万円の獲得）となりました。主な獲得要因は、税金等調整前当期純利益の計上1,052億66百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純利益955億47百万円）及び一括借上修繕引当金の増加155億50百万円です。一方、主な使用要因は、法人税等の支払額415億54百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、935億55百万円の使用（前連結会計年度は9億30百万円の獲得）となりました。主な使用要因は、定期預金の預入による支出510億円、投資有価証券の取得による支出254億74百万円及び有形固定資産の取得による支出183億46百万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、579億23百万円の使用（前連結会計年度は608億8百万円の使用）となりました。主な獲得要因は、長期借入れによる収入90億円及び自己株式の処分による収入70億26百万円です。一方、主な使用要因は、配当金の支払304億39百万円、自己株式の取得による支出257億58百万円及び長期借入金の返済による支出173億35百万円です。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等を除いた金額で表示しております。

2 【受注及び売上の状況】

(1) 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	前年同期比 (%)
建設事業			
居住用	622,719	656,802	5.5
賃貸住宅	620,261	654,455	5.5
戸建住宅	2,458	2,346	△4.5
事業用	3,078	4,261	38.4
その他	3,561	2,926	△17.8
小計	629,359	663,990	5.5
不動産事業			
営繕工事	31,043	29,054	△6.4
合計	660,403	693,044	4.9

(2) 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	前年同期比 (%)
建設事業	589,170	595,364	1.1
不動産事業	723,817	774,807	7.0
金融事業	4,755	5,579	17.3
その他	35,412	35,891	1.4
計	1,353,155	1,411,643	4.3

- (注) 1. 当社グループでは、建設事業及び不動産事業の一部以外は受注生産を行っておりません。
 2. 生産実績を定義することが困難であるため、「生産の状況」は記載しておりません。
 3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

なお、参考のため不動産事業の売上実績の内訳は、次のとおりです。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		前年同期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
一括借上	664,609	91.9	709,324	91.5	44,714	6.7
営繕工事	29,695	4.1	28,794	3.7	△901	△3.0
不動産仲介	14,622	2.0	16,213	2.1	1,591	10.9
家賃保証事業	3,688	0.5	6,431	0.8	2,742	74.3
賃貸事業	5,887	0.8	6,055	0.8	168	2.9
電力事業	2,301	0.3	4,288	0.6	1,986	86.3
その他	3,010	0.4	3,700	0.5	689	22.9
計	723,817	100.0	774,807	100.0	50,990	7.0

また、参考のため提出会社の事業の状況は次のとおりです。

(1) 建設事業における受注工事高及び完成工事高の状況

① 受注工事高、完成工事高、次期繰越工事高

項目	工事別	前期繰越工事高 (百万円)	当期受注工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成工事高 (百万円)	次期繰越工事高 (百万円)
前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	建築	775,388	629,731	1,405,119	589,473	815,646
当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	建築	815,646	664,346	1,479,992	595,772	884,220

- (注) 1. 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、当期受注工事高にその増減額を含んでおります。従って、当期完成工事高にも係る増減額が含まれております。
2. 次期繰越工事高は、(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)です。

② 完成工事高及び次期繰越工事高

建物種別の完成工事高及び次期繰越工事高は次のとおりです。

建物種別	完成工事高				次期繰越工事高	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度末 (平成28年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
居住用	584,541	99.1	589,275	98.9	877,535	99.2
賃貸住宅	582,505	98.8	586,579	98.5	873,727	98.8
戸建住宅	2,036	0.3	2,696	0.4	3,808	0.4
事業用	918	0.2	2,990	0.5	4,898	0.6
その他	4,013	0.7	3,506	0.6	1,786	0.2
計	589,473	100.0	595,772	100.0	884,220	100.0

(注) 前事業年度及び当事業年度において完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はありません。

(2) 不動産事業等の状況

不動産事業等の区分別の売上高は次のとおりです。

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		前年同期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
不動産仲介	5,875	30.2	7,169	33.2	1,293	22.0
賃貸事業	6,049	31.0	6,295	29.1	246	4.1
その他	7,574	38.8	8,139	37.7	565	7.5
計	19,499	100.0	21,604	100.0	2,105	10.8

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループが行っている「賃貸経営受託システム」による一括借上事業において、入居率の低下、空室の増加は、事業収支の悪化を招き、さらには土地所有者への建物賃貸事業に対する意欲の低下により受注実績に影響します。

そのため、当社では入居率の動向を注意深くチェックしており、低下傾向が続いた場合は、入居率の回復を図るため社内の入居者斡旋営業部門の増強策を実施いたします。また、高い入居率を維持するため、入居者の快適性・利便性を追求し、長くお住まいいただける管理サービスを提供してまいります。

(2) 土地所有者が建物賃貸事業を行う際、建物の建築代金は金融機関から借入れにて調達することが一般的であります。金融情勢の変化により、金融機関による事業融資の貸し渋りなど、融資スタンスの変更がなされた場合、施工準備中の物件では、着工の遅れや受注キャンセルとなるケースが発生する恐れがあります。その結果、受注高や完成工事高の計画が未達となる場合があります。当社は、金融市場の動向を注視し、「賃貸経営受託システム」による賃貸事業の安全性・優位性を金融機関にご理解いただくため、金融機関との友好関係構築に注力してまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 原材料費等の高騰による原価の上昇、利益率の低下

当社は、賃貸建物の建設において、当社が元請けとなり、当社の現場監督（施工技術者）が直接施工業者に分離発注を行い、完成工事原価の抑制を実施しております。しかしながら、各種建設資材の価格上昇や労務費の上昇が施工業者への発注単価の上昇となることがあります。それらの結果、原価が上昇し、売上総利益率が低下する可能性があります。

(2) 税制改正による業績への影響

当社は、土地所有者に土地有効活用として賃貸マンション・アパートの建設を提案するコンサルティング営業を行い、建設受注を獲得しております。現在において土地活用の有効な手段は、建物賃貸事業経営とされておりますが、税制改正により建物賃貸事業に関連する税負担等に変動があった場合、建設受注獲得に影響があり業績が変動する可能性があります。

(3) 金利の急上昇による受注キャンセル

土地所有者が建物賃貸事業を行う際、建物の建築代金は金融機関から借入れにて調達することが一般的です。現在、長期金利は、依然、低金利状況が続いており、家賃相場が弱含みの中でも一定の事業利回りが確保されるため、土地所有者が建物賃貸事業に踏み切る一つの要因となっております。金利が急激に上昇した場合、施工準備中の物件では、採算悪化を懸念した土地所有者が発注キャンセルを申し出るケースや建築プランの見直しが必要となるケースが発生する懸念があります。その際、受注高や完成工事高の計画が未達となる場合があります。

(4) 法施行・法改正等に伴う経費増

当社グループは、建設業許可、建築士事務所登録及び宅地建物取引業免許などの許認可を受けて事業を展開し、またこれらの関連法令をはじめその他各種の法令等に基づいた企業活動を行っております。これらの法令等を遵守するためにコーポレートガバナンス及びコンプライアンス推進体制を強化しておりますが、新たな法令等が施行された場合、当該法令等に対応するための経費が追加的に発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の漏洩等のリスク

当社グループは、土地所有者や入居者など様々なお客様の個人情報をお預りしております。個人情報保護には特に配慮し対策を進め事業活動を行っておりますが、万一個人情報の漏洩等があれば、信用を大きく毀損することとなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 自然災害によるリスク

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社グループの建築現場・事業所・情報設備等の修復やお客様の建物の点検、被災したお客様への支援活動などにより、多額の費用が発生する可能性があります。また、被災地域において、社会インフラが大規模に損壊し、相当期間に亘り生産・流通活動が停止することで建築資材・部材の供給が一時的に途絶えたり、多数の社員が被災し勤務できなくなることにより、契約締結・工事着工・工事進捗やテナント斡旋活動が滞り、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、土地所有者の皆様建物賃貸経営を総合的に任せいただき、その価値を高めていくために、事業効率の高い賃貸建物を提案しております。そして、多様化する入居者様ニーズに対応するため、商品企画部・設計部を主幹担当部門として、新工法・資材の開発を含め、商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発活動に係わる投資総額は、1,387百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

(1) 建設事業

商品開発グループにおいては、5商品を新たに開発いたしました。それぞれが新たな入居者様ニーズに応える新商品となっております。

中層商品では、RC造マンション「ライル」の新シリーズとして、『オーナーズワン・ライル ディオ』を開発いたしました。入居者様が自由に装飾しオリジナルの空間を演出して楽しめる多彩な演出用アイテムや、働く女性の暮らしを応援する「女子ゴコロ100%プロジェクト」による女性目線から生まれたアイテムを選べる、画期的なシングル向け賃貸住宅です。また、S造の『モDESTO S』を開発いたしました。

低層商品では、平成26年に設立した「賃貸住宅未来研究所」の活動から開発したシングル向け可変型商品「トイロシリーズ」のエリア展開として2×4造の『トイロ（多雪）』、『トイロ（北海道）』、また、オリジナル木造在来工法「エコプレカットネオ工法」の『コッティ・キュートE Pneo』を開発いたしました。

既存6商品については、新たに9プランを開発いたしました。

また、共働き世帯の増加などの社会問題の解決に向けた賃貸住宅の企画開発を外部建築家とのコラボレーションにより実施、建築家の設計による「プロトタイプ版」、及び要素を取り入れ商品化した「普及版」の2商品を開発いたしました。

さらに、少子高齢化社会による将来の需要構造変化を見据え、多世代コミュニティ賃貸住宅『エンテラス』を企画開発し、試行運用を開始いたしました。

技術開発グループにおいては、軟弱地盤エリアの高額な基礎コストへの対応として、安全で価格競争力のある当社オリジナル新基礎工法『フローティング基礎工法』の開発を行い、性能確認試験を実施いたしました。

現場職人不足や現場労務費高騰への対策として、2×4・2×6のスタッド材を用いた、工場生産壁パネル（特許出願済）を採用した当社オリジナル木造在来工法『エコプレカットネオ工法』の試行運用を開始いたしました。

新規仕様・資材では、隣戸間の生活音（音、声）を低減させる「高遮音界壁」の開発を行い、公的機関にて音響透過損失『TLD-50』の性能値を確認し、2×4工法の一部商品にて運用開始いたしました。

また、建物としての遮音性能を更に改善していくために、実験棟を建設いたしました。

設備資材では、地球と住環境に優しい自然の力を利用した“パッシブデザイン”を導入した前期販売商品「ソヨカ」において、換気・通風により夏季の快適性が向上するという二次効果について、実際の物件を用いて測定し、効果があることを確認いたしました。また、防犯配慮型賃貸住宅の取り組みについては、入居者様には更なる「安心」とオーナー様には「建物価値」をお届けできる防犯カメラを開発し、新築にはオプション導入をし、既存物件にも設置可能といたしました。なお、当資材について『e-カメラ』の商標登録を行いました。

以上により、建設事業の研究開発費は1,077百万円となりました。

なお、子会社においては、研究開発活動は特段行われておりません。

(2) 不動産事業、金融事業及びその他

研究開発活動は特段行われておりません。

(3) 全社共通

当社グループは、堅調な国内賃貸住宅市場に注力しつつ、蓄積したノウハウの展開を海外も含め検討しております。当連結会計年度では、米国において、不動産ファンドへの出資を通じたバリューアッド型の既存賃貸集合住宅に関する情報収集を継続して行いつつ、地域を熟知したパートナーとJVを組成して新規賃貸集合住宅開発に参画し、新規不動産開発に関する情報収集も開始いたしました。

以上により、全社共通の研究開発費は309百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりです。

なお、本項に記載した見通し、予想、方針等の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しており、実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

(1) 財政状態の分析

① 資産

当連結会計年度末の総資産につきましては、前連結会計年度末比274億28百万円増加して、7,285億48百万円となりました。これは主に、投資有価証券181億98百万円、機械及び装置118億71百万円、繰延税金資産64億5百万円、営業貸付金58億18百万円、無形固定資産54億7百万円及び前払費用24億90百万円が増加した一方、現金預金219億20百万円が減少したことによるものです。

② 負債

負債につきましては、前連結会計年度末比157億1百万円増加して、4,800億26百万円となりました。これは主に、一括借上修繕引当金155億50百万円、前受金44億40百万円及び未払法人税等24億54百万円が増加した一方、長期借入金83億35百万円が減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産につきましては、前連結会計年度末比117億27百万円増加し、2,485億22百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により672億79百万円が増加した一方、配当金の支払いにより304億39百万円及び自己株式の取得・処分により183億61百万円が減少したことによるものです。

以上により、自己資本比率は前連結会計年度末比0.03ポイント上昇して34.34%となりました。

<従業員持株E S O P信託及び株式給付信託について>

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

これらの信託に関する会計処理については、経済的実態を重視し、当社とこれらの信託は一体であるとする会計処理を行っております。このため、これらの信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書上において株主資本の控除科目の「自己株式」として表示しております。ただし、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本当期純利益率、自己資本比率、1株当たり純資産、自己資本、配当性向、期末自己株式数及び期中平均株式数の算出に当たり自己株式とみなしておりません。

① 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株E S O P信託及び株式給付信託

a. 取引の概要

(従業員持株E S O P信託)

平成23年6月17日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成23年7月1日～平成23年9月22日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。なお、平成27年11月をもって信託は終了しております。

(株式給付信託)

平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブ・プランとして「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

b. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

c. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(従業員持株E S O P信託)

イ. 信託における帳簿価額は前連結会計年度839百万円であり、当連結会計年度においては該当事項はありません。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ロ. 期末株式数は前連結会計年度117,300株であり、当連結会計年度においては該当事項はありません。期中平均株式数は、前連結会計年度188,791株、当連結会計年度48,081株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(株式給付信託)

イ. 信託における帳簿価額は前連結会計年度5,063百万円、当連結会計年度4,058百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ロ. 期末株式数は前連結会計年度569,359株、当連結会計年度429,309株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度521,460株、当連結会計年度457,738株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

② 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株E S O P信託

a. 取引の概要

平成27年11月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の再導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社

持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中（平成27年12月16日～平成28年1月29日）に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

b. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度8,325百万円、622,800株であります。

c. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 9,000百万円

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しております。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① セグメント別業績

セグメント別業績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

② 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ6.5%増加し、2,544億27百万円となりました（前連結会計年度は2,389億46百万円）。これは主に、価格改定による工事の採算改善の影響で完成工事総利益率が上昇したこと、着工促進等により完成工事高が増加したこと及び一括借上物件の増加に伴い家賃収入が増加したことによるものです。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ4.1%増加し、1,534億26百万円となりました（前連結会計年度は1,474億25百万円）。これは主に、人件費が26億23百万円増加したこと、広告宣伝費が15億62百万円増加したこと及び租税公課が10億54百万円増加したことによるものです。

④ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ10.4%増加し、1,010億1百万円となりました（前連結会計年度は915億20百万円）。増加要因は、売上総利益の増加154億81百万円によるものです。一方、減少要因は、販売費及び一般管理費の増加60億円によるものです。

⑤ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ10.1%増加し、1,055億58百万円となりました（前連結会計年度は958億87百万円）。これは主に、営業利益が94億80百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針

平成27年1月の相続税法改正を踏まえ、土地所有者の皆様にとって資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは一層高まっており、今後もそのニーズは底堅く推移するものと予測されます。当社グループとしては、土地所有者の皆様が、“次世代へ円満・円滑な資産承継”を実現するため、資産承継に関するトータルサービスの提供を強化する必要があります。

一方、少子・高齢化、晩婚化の進行による一人住まい世帯数の増加や景気回復により入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。そのような中、入居者の皆様のニーズは多様化し、住まいを選ぶ目も厳しくなっており、当社グループとしても、入居者の皆様にとって魅力ある建物、住まい、サービスを提供する必要があります。

また、今後の震災復興の本格化や東京オリンピック関連の国内建設需要の高まりを踏まえた工事原価の抑制や施工体制の強化等も継続して注力する必要があります。

このような市場環境の中、当社グループは、「賃貸住宅にできることを、もっと。」を中期経営スローガンに、平成29年3月期を初年度とする新たな5カ年の中期経営計画を策定しております。

中期経営計画の概要は次のとおりです。

- ①受注進展 お客様（土地所有者の皆様）の資産活用から資産承継を実現するトータルサービスの提供
- ②完成工事 8,000億円の施工体制構築と適正利益の確保
- ③健全入居率維持 入居者斡旋力の強化と商品価値の向上

中期経営目標といたしましては、平成33年3月期に、売上高1兆8,478億円、営業利益1,280億円、親会社株主に帰属する当期純利益888億円、自己資本利益率（ROE）26.2%の実現を目指すとともに、貸家住宅着工戸数においては、シェア20%以上（賃貸市場規模を385千戸と想定）獲得することを設定しております。

中期経営計画（平成33年3月期（第47期）計画）は次のとおりです。

売上高	1兆8,478億円（年平均成長率 +5.5%）
営業利益	1,280億円（年平均成長率 +4.8%）
経常利益	1,320億円（年平均成長率 +4.5%）
親会社株主に帰属する当期純利益	888億円（年平均成長率 +5.7%）
自己資本比率	40.8%
自己資本利益率	26.2%
1株当たり配当金	604円
配当性向	50.0%
総還元性向	80.0%

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、264億15百万円です。

(建設事業)

当連結会計年度においては、特段の設備投資は行われておりません。

(不動産事業)

当連結会計年度における主な設備投資は、大東建物管理株式会社の太陽光発電設備134億82百万円です。

(金融事業)

当連結会計年度においては、特段の設備投資は行われておりません。

(その他)

当連結会計年度においては、特段の設備投資は行われておりません。

(全社共通)

当連結会計年度における主な設備投資は、基幹システムの構築67億91百万円です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			建物・ 構築物	工具器具 ・備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都港区)	—	本社機能及び 賃貸用不動産	15,325	105	39,081 (10,222)	54,512	849

(2) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物・ 構築物	工具器具 ・備品	その他	土地 (面積㎡)	合計	
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	本店 (マレーシア クアラルンプ ール市)	その他	ホテル	3,424	349	5	1,828 (8,972)	5,607	419

- (注) 1. 帳簿価額に建設仮勘定は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であります。
 3. 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。
 4. 提出会社は建設事業及び不動産事業等を営んでおりますが、大半の設備は共通的に使用されておりますので、セグメント別に分類せず一括して記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調 達方法	着手年度	完了予定 年度
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	—	—	新基幹 システム	19,258	5,791	自己資金	第40期	第45期
大東建物 管理㈱	管理物件 (全国各地)	不動産事業	太陽光発電	42,600	32,436	自己資金	第39期	第43期

(注) 基幹システムは、建設事業、不動産事業及び全社の各セグメントに共通的に使用される予定ですので、セグメント別に分類せず一括して記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等を除いた金額で表示しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	329,541,100
計	329,541,100

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	78,094,379	78,094,379	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	78,094,379	78,094,379	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年5月18日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第1-A回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	13個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,300株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月15日から 平成54年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日の場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第1-B回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	39個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,900株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月15日から 平成32年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年5月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第2-A回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	23個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,300株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月18日から 平成55年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第2-B回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	143個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	14,300株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月18日から 平成33年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年5月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第3-A回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	38個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,800株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月18日から 平成56年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第3-B回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	116個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	11,600株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年6月18日から 平成34年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年5月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第4-A回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	35個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,500株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月17日から 平成57年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第4-B回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	82個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,200株 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成30年6月17日から 平成35年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年3月31日 (注)	△1,285,900	79,324,379	—	29,060	—	34,540
平成28年3月31日 (注)	△1,230,000	78,094,379	—	29,060	—	34,540

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	84	32	708	685	8	13,713	15,230	—
所有株式数 (単元)	—	216,530	12,897	41,970	441,107	7	66,286	778,797	214,679
所有株式数 の割合（%）	—	27.80	1.66	5.39	56.64	0.00	8.51	100.00	—

- (注) 1. 自己株式355,585株は、「個人その他」に3,555単元、「単元未満株式の状況」に85株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ13単元及び75株含まれております。
3. 「金融機関」の欄には、従業員持株E S O P信託が所有する株式が6,228単元及び株式給付信託が所有する株式が4,293単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	中央区晴海一丁目8-11	4,584	5.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	港区浜松町二丁目11-3	3,417	4.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (中央区月島四丁目16-13)	2,084	2.66
住友不動産株式会社	新宿区西新宿二丁目4-1	1,606	2.05
大東建託協力会持株会	港区港南二丁目16-1	1,573	2.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行退職給付 信託口)	中央区晴海一丁目8-11	1,474	1.88
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 U. S. A. (中央区月島四丁目16-13)	1,356	1.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人香港上海銀行東京 支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (中央区日本橋三丁目11-1)	1,252	1.60
CBNY-ORBIS SICAV (常任代理人シティバンク銀行 株式会社)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (新宿区新宿六丁目27-30)	1,146	1.46
大東建託従業員持株会	港区港南二丁目16-1	1,114	1.42
計	—	19,611	25.11

(注) 1. 平成27年4月22日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書)において、野村証券株式会社及びその共同保有者3社が、平成27年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、変更報告書(大量保有報告書)の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	中央区日本橋一丁目9番1号	320	0.40
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	39	0.05
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	0	0.00
野村アセットマネジメント株式会社	中央区日本橋一丁目12番1号	2,086	2.63
計	—	2,445	3.08

2. 平成28年1月8日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書)において、アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者2社が、平成27年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、変更報告書(大量保有報告書)の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アバディーン投信投資顧問株式会社	港区虎ノ門一丁目2番3号	48	0.06
アバディーン アセット マネジ メント アジア リミテッド	21 チャーチストリート #01-01 キャピ タルスクエア 2 シンガポール 049480	5,344	6.74
アバディーン・アセット・マネジャ ーズ・リミテッド	英国 スコットランド AB10 1YG ア バディーン市 クイーンズテラス10番	9	0.01
計	—	5,402	6.81

3. 平成28年2月19日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者9社が、平成28年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、変更報告書(大量保有報告書)の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	千代田区丸の内一丁目8番3号	1,218	1.54
ブラックロック・アドバイザーズ・ エルエルシー	米国 デラウェア州 ニュー・キャッスル 郡 ウィルミントン オレンジストリート 1209 ザ・コーポレーション・トラ スト・カンパニー気付	30	0.04
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ 1	77	0.10
ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケ ネディ通り 35A	11	0.01
ブラックロック・ライフ・リミテ ッド	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	188	0.24
ブラックロック・アセット・マネジ メント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インター ナショナル・ファイナンシャル・サー ビス・センター JPモルガン・ハウス	323	0.41
ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	56	0.07
ブラックロック・ファンド・アドバ イザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	1,002	1.26
ブラックロック・インスティテュー ショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ、エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	1,197	1.51
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント (ユーケー) リミ テッド	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	167	0.21
計	—	4,272	5.39

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 355,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 77,524,200	775,242	—
単元未満株式	普通株式 214,679	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	78,094,379	—	—
総株主の議決権	—	775,242	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式です。

2. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

3. 「完全議決権株式 (その他)」株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 大東建託株式会社	港区港南二丁目16-1	355,500	—	355,500	0.46
計	—	355,500	—	355,500	0.46

(注) 従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

- ① 平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度（株式報酬型ストックオプションAプラン）

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第1-A回新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月14日付で発行しました。

決議年月日	平成24年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第2-A回新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月17日付で発行しました。

決議年月日	平成25年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第3-A回新株予約権を発行することを決議し、平成26年6月17日付で発行しました。

決議年月日	平成26年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第4-A回新株予約権を発行することを決議し、平成27年6月16日付で発行しました。

決議年月日	平成27年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成28年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第5-A回新株予約権を発行することを決議し、平成28年6月16日付で発行しました。

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	3,800株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年6月17日から平成58年6月16日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)4.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約、若しくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ② 平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度（株式報酬型ストックオプションBプラン）

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第1-B回新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月14日付で発行しました。

決議年月日	平成24年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第2-B回新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月17日付で発行しました。

決議年月日	平成25年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第3-B回新株予約権を発行することを決議し、平成26年6月17日付で発行しました。

決議年月日	平成26年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第4-B回新株予約権を発行することを決議し、平成27年6月16日付で発行しました。

決議年月日	平成27年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成28年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第5-B回新株予約権を発行することを決議し、平成28年6月16日付で発行しました。

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	7,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成31年6月17日から平成36年6月16日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上

記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

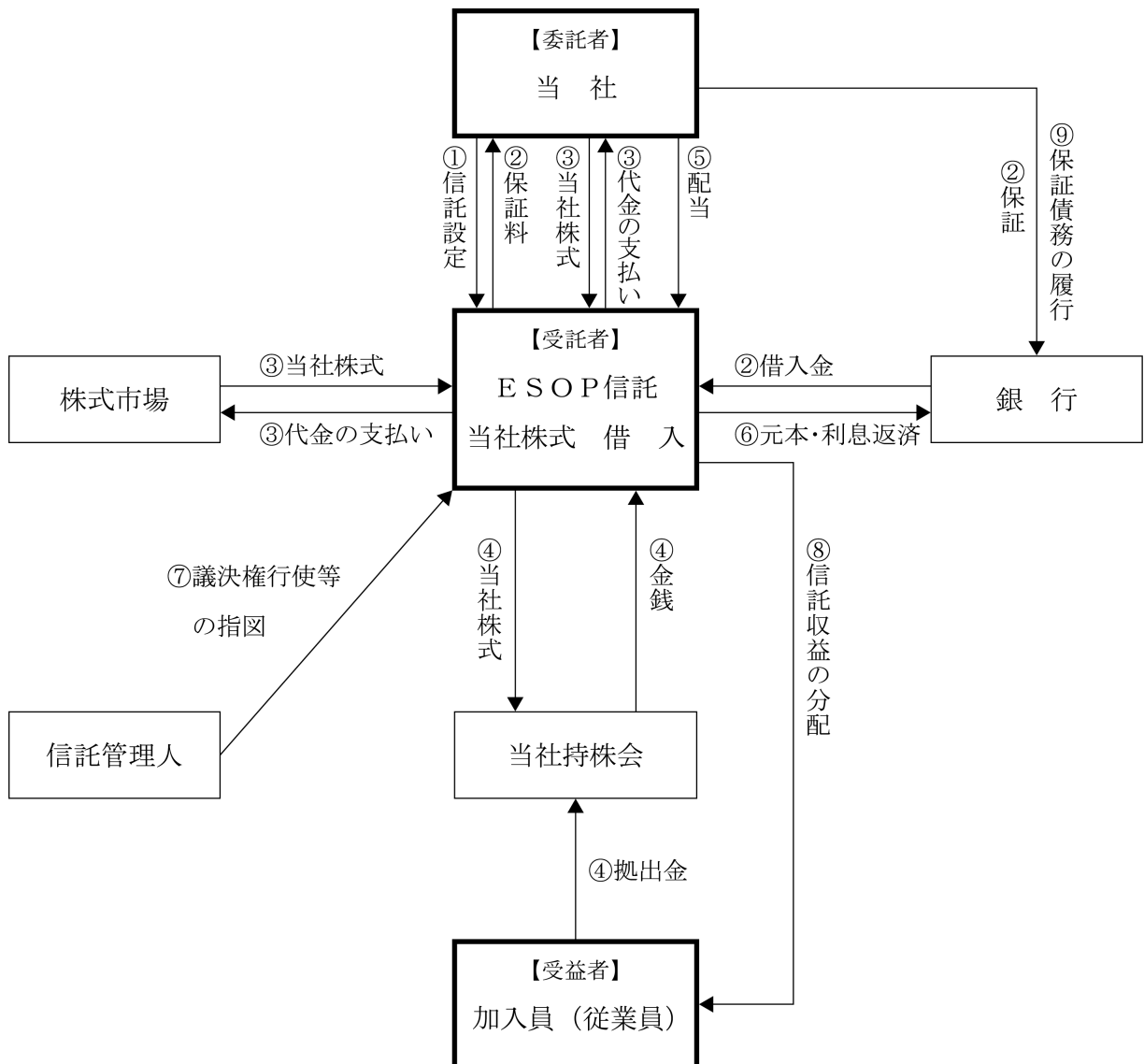
(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員持株E S O P信託制度

(1) 従業員株式所有制度の概要

当社は、平成27年11月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の再導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員（以下「従業員」といいます。）のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中（平成27年12月16日～平成28年1月29日）に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
 - ② E S O P信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入に当たっては、当社がE S O P信託の借入について保証を行います。
 - ③ E S O P信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社及び株式市場から予め定める取得期間中に取得します。
 - ④ E S O P信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
 - ⑤ E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
 - ⑥ E S O P信託は、当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
 - ⑦ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
 - ⑧ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拠出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
 - ⑨ 信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。
- ※ 当社持株会への売却によりE S O P信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

(2) 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数
673,700株

(3) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

2. 株式給付信託制度

(1) 従業員株式所有制度の概要

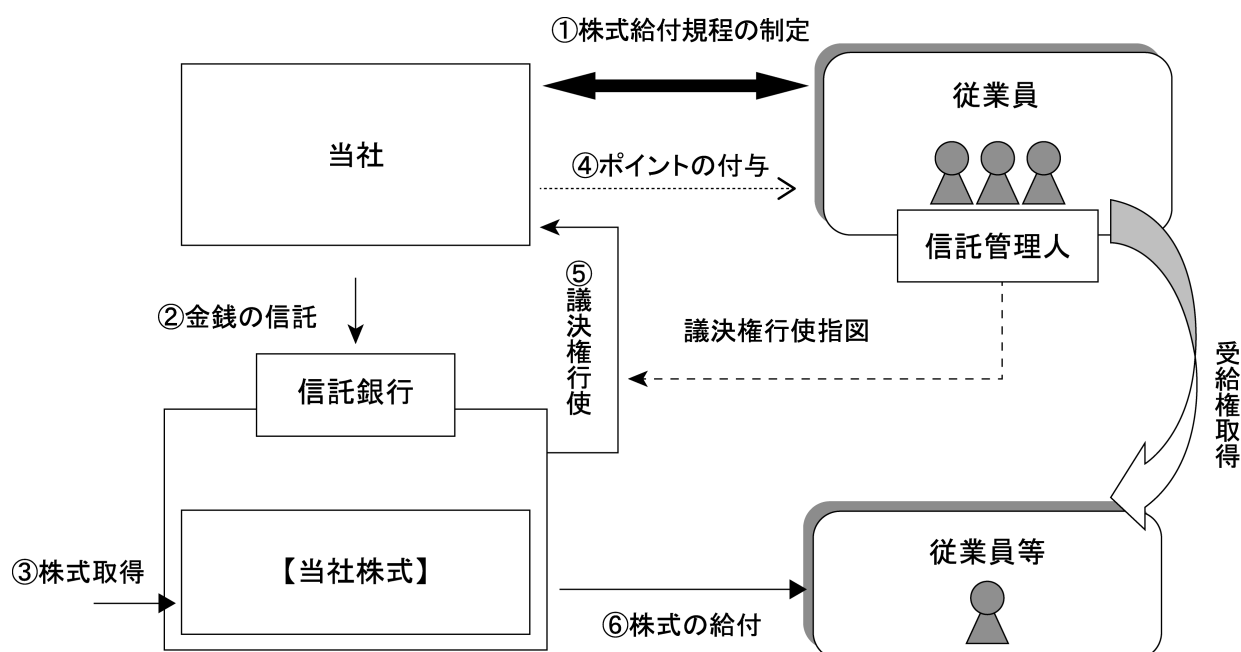
当社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブ・プランとして「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

なお、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を確保するために、平成26年7月14日開催の取締役会において、本制度に対し、金銭を追加拠出することにつき決議いたしました。



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、業績や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権を取得した場合に信託銀行から、獲得している「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

(2) 従業員等に取得させる予定の株式の総数

平成23年7月4日開催の取締役会決議分は418,100株、平成26年7月14日開催の取締役会決議分は212,400株であります。

(3) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成27年4月28日)での決議状況 (取得期間平成27年5月1日～平成28年3月30日)	1,230,000	16,800,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,230,000	16,706,296,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	93,703,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	0.6
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	0.6

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成28年4月28日)での決議状況 (取得期間平成28年5月2日～平成29年3月30日)	1,300,000	20,200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	3,916	53,364,525
当期間における取得自己株式	288	4,659,790

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式 (注) 3	371,000	4,777,367,000	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注) 3	1,230,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行っ た取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプション行使によるもの) (注) 1、3	17,000	17,000	—	—
(単元未満株主の売渡請求による売渡し) (注) 3	85	1,097,775	28	438,760
保有自己株式数 (注) 1、2、3	355,585	—	355,845	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使により処理された自己株式数は含めておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しにより増減した自己株式数は含めておりません。
3. 当事業年度及び当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が処理及び保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

(1) 配当政策

当社では、株主に対する利益還元を最重要経営課題として認識し、実践してまいりました。経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。

この基準に鑑みて、当期の1株当たりの年間配当金を432円（中間配当金として199円支払済み）とさせていただきます。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。また、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月29日 取締役会	15,508	199
平成28年6月28日 定時株主総会	18,113	233

(2) 自己株式の取得・消却

当社は、親会社株主に帰属する当期純利益が100億円を超え、かつ大型の資金需要がない等、一定の条件を満たしている場合は、取得上限枠を親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処として継続的に自己株式を取得し消却することとしております。

当該基準に鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の30%にあたる自己株式（上限枠：金額202億円、株式数130万株）を平成29年3月までに取得し、同年3月末に消却する予定です。

(3) 総還元性向

配当性向50%と自己株式の取得・消却30%を合わせて、総還元性向は今後とも80%とする予定です。

(4) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質強化のために有利子負債返済の原資とするほか、将来成長のための開発投資へも振り向け、継続的な企業価値並びに株主利益の拡大に注力してまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	7,550	9,060	11,040	15,485	16,550
最低(円)	5,830	6,640	7,490	9,253	11,550

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	13,285	13,115	14,250	15,240	15,980	16,550
最低(円)	12,090	12,405	12,685	13,190	14,060	15,210

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性16名 女性1名 (役員のうち女性の比率5.9%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	建築事業本 部・経営管理 本部担当	熊切 直美	昭和33年 9月26日生	昭和59年4月 当社入社 平成9年4月 経営企画室長就任 平成13年4月 執行役員住宅販売部長就任 平成14年7月 執行役員業務本部長兼経営企画室長就任 平成16年4月 執行役員テナント営業統括本部長就任 平成16年6月 取締役テナント営業統括本部長就任 平成17年4月 取締役東海営業部長就任 平成18年4月 常務取締役業務本部長兼法務部長就任 大東ファイナンス株式会社代表取締役社長就任 大東コーポレートサービス株式会社代表取締役就 任 平成18年7月 ケアパートナー株式会社代表取締役就任 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 代表取締役社長就任 平成19年4月 常務取締役西日本営業本部長就任 平成20年4月 常務取締役業務本部長就任 大東ファイナンス株式会社代表取締役社長就任 大東コーポレートサービス株式会社代表取締役就 任 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 代表取締役社長就任 平成21年4月 常務取締役中京営業部長就任 平成22年4月 常務取締役東関東営業部長就任 平成23年4月 専務取締役執行役員東日本営業本部長就任 平成24年4月 取締役専務執行役員東日本営業本部長兼首都圏営 業本部長就任 平成25年4月 代表取締役社長執行役員建築事業本部・経営管理 本部担当就任 平成28年4月 代表取締役社長建築事業本部・経営管理本部担当 就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役 副社長	不動産事業本部・関連事業本部担当	門内 仁志	昭和30年 6月27日生	昭和55年9月 当社入社 平成5年4月 東大阪支店長(部長)就任 平成7年4月 購買部長就任 平成9年4月 工事統括部長就任 平成9年5月 東日本工事統括部長就任 平成12年4月 西日本工事統括部長就任 平成13年4月 執行役員関連事業本部長就任 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 代表取締役社長就任 ケアパートナー株式会社代表取締役社長就任 大東トレーディング株式会社代表取締役社長就任 平成14年4月 株式会社ガスバル関東代表取締役社長就任 株式会社ガスバル東北代表取締役社長就任 株式会社ガスバル中部代表取締役社長就任 平成14年12月 株式会社ガスバル九州代表取締役社長就任 株式会社ガスバル中国代表取締役社長就任 株式会社ガスバル近畿代表取締役社長就任 平成15年4月 執行役員南関東・沖縄営業部長就任 平成16年10月 執行役員工事統括部長東日本担当就任 平成17年4月 執行役員工事部長東日本地域担当就任 平成19年4月 執行役員管理統括部長就任 大東建物管理株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成21年6月 取締役管理統括部長就任 平成23年4月 取締役執行役員管理サービス部長就任 平成24年4月 取締役常務執行役員管理サービス部長兼テナント営業統括部担当就任 平成25年4月 代表取締役副社長執行役員管理サービス部長兼不動産事業本部・子会社事業本部担当就任 平成26年4月 代表取締役副社長執行役員不動産事業本部・関連事業本部担当就任 平成28年4月 代表取締役副社長不動産事業本部・関連事業本部担当就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	20
常務取締役	営業統括部長	小林 克満	昭和36年 6月16日生	昭和61年2月 当社入社 平成14年4月 商品開発部長就任 平成17年4月 営業企画部長就任 平成23年4月 執行役員営業統括部長就任 平成24年4月 常務執行役員営業統括部長就任 平成24年6月 取締役常務執行役員営業統括部長就任 平成25年4月 大東ファイナンス株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成28年4月 常務取締役営業統括部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	4
常務取締役	経営管理本部長	川合 秀司	昭和42年 1月22日生	平成元年4月 当社入社 平成23年4月 経営企画室長就任 平成24年4月 執行役員経営企画室長就任 平成24年6月 取締役執行役員経営企画室長就任 平成25年4月 取締役執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長就任 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 代表取締役社長就任(現任) 平成26年4月 取締役常務執行役員経営管理本部長就任 平成28年4月 常務取締役経営管理本部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	設計統括部長	内田 寛逸	昭和40年 5月2日生	昭和62年8月 当社入社 平成18年4月 購買部長就任 平成20年4月 購買部長兼経営戦略委員会部長就任 平成21年7月 業務企画部長兼購買部長就任 D. T. C REINSURANCE LIMITED 代表取締役社長就任 平成22年10月 業務企画部長就任 平成23年4月 経営戦略室長兼業務企画部長就任 平成23年10月 経営戦略室長兼新システム開発室長就任 平成24年4月 執行役員原価管理統括部長就任 平成25年4月 執行役員設計統括部長就任 平成26年6月 取締役執行役員設計統括部長就任 平成28年4月 取締役設計統括部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	2
取締役	中日本建築事業本部長	竹内 啓	昭和40年 11月29日生	平成元年4月 当社入社 平成19年4月 首都圏営業部長就任 平成22年4月 東海営業部長就任 平成24年4月 執行役員テナント営業統括部長就任 ジューシ出版株式会社代表取締役社長就任 株式会社ジューシ情報センター代表取締役社長就任 平成26年6月 取締役執行役員テナント営業統括部長就任 平成27年4月 取締役執行役員中日本建築事業本部長就任 平成28年4月 取締役中日本建築事業本部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	1
取締役	工事統括部長	大門 幸夫	昭和31年 8月30日生	昭和59年3月 当社入社 平成15年4月 大東スチール株式会社代表取締役社長就任 平成21年4月 技術推進部長就任 平成23年4月 執行役員工事統括部長就任 平成27年6月 取締役執行役員工事統括部長就任 平成28年4月 取締役工事統括部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	1
取締役	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者	齊藤 和彦	昭和38年 4月14日生	平成4年3月 当社入社 平成19年4月 中部営業部長就任 平成21年4月 執行役員中四国営業部長就任 平成23年4月 東北営業部長就任 平成25年4月 執行役員東北建築事業部長兼震災復興現地責任者就任 平成27年4月 執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者就任 平成27年6月 取締役執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者就任 平成28年4月 取締役東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	1
取締役	賃貸営業統括部長	丸川 真一	昭和31年 12月6日生	平成4年7月 当社入社 平成13年4月 関西ハウスコム株式会社代表取締役社長就任 平成23年9月 企画管理部長就任 平成26年4月 執行役員テナント営業企画管理部長就任 平成27年4月 執行役員テナント営業統括部長就任 平成27年6月 取締役執行役員テナント営業統括部長就任 平成28年4月 取締役賃貸営業統括部長就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	関連事業本部部长	中川 健志	昭和38年 4月14日生	平成元年11月 当社入社 平成14年11月 大東建物管理株式会社取締役就任 平成18年4月 株式会社ガスバル専務取締役就任 平成21年4月 株式会社ガスバル代表取締役社長就任 平成22年4月 執行役員株式会社ガスバル代表取締役社長就任 平成25年4月 常務執行役員株式会社ガスバル代表取締役社長就任 平成26年4月 常務執行役員株式会社ガスバル代表取締役社長兼 関連事業本部部长就任 平成28年4月 上席執行役員株式会社ガスバル代表取締役社長兼 関連事業本部部长就任 平成28年6月 取締役株式会社ガスバル代表取締役社長兼関連事 業本部部长就任(現任)	平成28年 6月 ～ 平成29年 6月	1
取締役		笹本 雄司郎	昭和34年 5月16日生	昭和59年4月 富士ゼロックス株式会社入社 平成17年3月 株式会社マコル設立同社取締役(現任) 平成18年4月 実践女子大学人間社会学部非常勤講師(現任) 平成20年4月 青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師(現任) 平成23年4月 日本CSR普及協会理事(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	—
取締役		山口 利昭	昭和35年 6月26日生	平成2年3月 大阪弁護士会登録 竹内・井上法律事務所入所 平成7年4月 山口利昭法律事務所開所同所代表弁護士(現任) 平成16年6月 株式会社フレンドリー社外監査役 平成19年4月 同志社大学法科大学院講師 平成20年4月 大阪弁護士会弁護士業務改革委員会委員(現任) 平成20年7月 日本弁護士連合会業務改革委員会企業コンプライ アンスプロジェクトチーム幹事(現任) 平成20年10月 日本内部統制研究会理事(現任) 平成22年7月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事(現任) 平成24年7月 日本弁護士連合会司法制度調査会社外取締役ガイ ドライン検討チーム幹事(現任) 平成25年3月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成26年8月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナン ス・ネットワーク理事(現任) 平成26年12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査 役(現任) 大阪市交通局監査役(現任) 平成27年6月 消費者庁公益通報者保護制度検討委員会委員(現 任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	—
取締役		佐々木 摩美	昭和36年 2月17日生	昭和58年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 昭和60年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成3年1月 同社ヴァイス・プレジデント 平成6年2月 同社エグゼクティブ・ディレクター 平成12年12月 同社マネージング・ディレクター 平成16年4月 クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式 会社(現 クレディ・スイス証券株式会社)マネー ジング・ディレクター 債券本部営業統括本部長 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	平成27年 6月 ～ 平成29年 6月	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
常勤監査役		鶴野 正康	昭和29年 8月23日生	昭和56年8月 監査法人中央会計事務所入所 昭和59年9月 インテグラン株式会社入社 平成8年10月 ユーエスロボティクス株式会社代表取締役社長 平成9年11月 スリーコムジャパン株式会社代表取締役副社長 平成10年10月 日本ルーセントテクノロジー株式会社(現 日本アルカテル・ルーセント株式会社)取締役事業部長 平成12年10月 日本アバイア株式会社代表取締役社長 平成17年3月 株式会社ネットインデックス(現 株式会社ネクスグループ)代表取締役社長 平成19年11月 株式会社インデックス・ホールディングス取締役 平成21年6月 当社常勤監査役就任(現任)	平成25年 6月 ～ 平成29年 6月	—
監査役		蜂谷 英夫	昭和17年 5月31日生	昭和43年4月 本田技研工業株式会社入社 昭和56年4月 第二東京弁護士会登録 蜂谷法律事務所開所同所代表弁護士(現任) 平成3年6月 当社監査役就任 平成7年6月 当社監査役退任 平成11年6月 当社監査役就任(現任)	平成25年 6月 ～ 平成29年 6月	—
監査役		二見 和光	昭和20年 8月5日生	昭和39年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成10年5月 建設省中国地方建設局用地部長 平成11年6月 財団法人住宅改良開発公社(現 一般財団法人住宅改良開発公社)融資保証第一部長 平成15年12月 財団法人住宅改良開発公社理事 平成21年7月 株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	平成28年 6月 ～ 平成32年 6月	—
監査役		藤巻 和夫	昭和25年 12月20日生	昭和51年4月 株式会社間組(現 株式会社安藤・間)入社 昭和54年4月 三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月 日興証券株式会社(現 S M B C 日興証券株式会社)入社 平成11年4月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成14年4月 藤巻総合コンサルティング設立同代表(現任) 平成18年12月 株式会社夢真ホールディングス社外監査役 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	平成25年 6月 ～ 平成29年 6月	—
計						49

- (注) 1. 取締役笹本雄司郎、山口利昭及び佐々木摩美は、社外取締役です。
2. 監査役鶴野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫は、社外監査役です。
3. 当社では、平成12年4月1日より、コーポレートガバナンス強化と意思決定に基づく業務執行機能の分離を図るべく、執行役員制度を導入しております。
- なお、平成28年6月28日現在の執行役員は次のとおりです。
- 小川 修一 (上席執行役員：西日本建築事業本部長)
- 石井 卓也 (上席執行役員：中国建築事業部長)
- 山田 昭司 (上席執行役員：北首都圏建築事業部長)
- 田中 正義 (執行役員：情報システム部長)
- 小野 博道 (執行役員：資産承継コンサルティング部長)
- 鷲 幸男 (執行役員：人事部長)
- 鈴木 崇之 (執行役員：中首都圏建築事業部長)
- 岡本 栄司 (執行役員：南関西建築事業部長)
- 福田 和宣 (執行役員：経営企画室長兼関連事業本部長)
- 中上 文明 (執行役員：安全品質管理部長)
- 守 義浩 (執行役員：大東建物管理株式会社常務取締役審査部長)
- 川原 栄司 (執行役員：賃貸営業推進部長)
- 舘 正文 (執行役員：設計部長)
- 小石川正幸 (執行役員：建築営業管理部長)
- 中村 浩一 (執行役員：技術推進部中日本地域担当部長)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。このため、企業倫理と遵法を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は4名の監査役（全員社外監査役）で構成されております。

また当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

さらに当社は、当社事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置しております。また、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能にしております。

取締役会は、取締役13名（うち、社外取締役3名）で構成され、毎月法令及び定款に定められた事項並びに当社及び関係会社の重要事項などを決定しております。

経営会議は、取締役及び職務を分掌し権限を行使する執行役員のうち取締役会で指名された者により構成され、月2回業務執行の個別具体的な課題・問題の対策協議につき審議及び決裁を行っております。

加えて、当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款で定めております。

b. 内部統制の仕組み及び内部監査

内部統制の有効性及び効率性をモニタリングするため、実際の業務遂行状況について、内部監査室12名が当社グループの全拠点を対象に業務監査を年間計画に基づき実施し、監査結果はトップマネジメントに報告しております。被監査部門に対しても、改善事項の指摘・指導はもとより、社員へのインタビューを行うことで業務執行に関する具体的な執行状況の確認と問題点の把握を行い、実効性の高い監査を実施しております。

また、当社ではコンプライアンス推進室及びJ-SOX推進課を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組んでおります。コンプライアンス推進室は、社内基準との適合性をチェックする内部監査室とも連携し、経営活動に於ける遵法上のリスク管理を行っております。また、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。J-SOX推進課は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、必要な体制が整備され、運用されていることを監視することにより、組織の財務報告に係る信頼性の確保を支援しております。その他、コンプライアンス推進室に公益通報制度の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

c. 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門等との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンス及び内部統制についての報告を受け意見を述べている他、コンプライアンス推進室と適時、情報交換の場を設置し、問題認識を共有しております。

社外監査役は、取締役会に常時出席している他、監査役会に出席し会計監査人より監査体制、監査計画、監査の実施状況などについて説明を受けております。また、社外監査役のうち1名は常勤監査役として常時執務しており、内部監査室と連携して随時必要に応じて業務執行状況についてチェック・牽制を実施し、取締役の執務状

況並びに取締役会及び経営会議決定事項の実施状況を監視できる体制となっております。

d. 社外取締役及び社外監査役のサポート体制

イ. 社外取締役のサポート体制

取締役会については、事務局である総務部より、資料及び議事録を紙資料または電子メールにて送付しております。また、議題内容等に関する説明及び資料を求める場合には、担当役員、担当部門または総務部が補佐しております。

ロ. 社外監査役のサポート体制

現在、監査役の職務を補助する専属の使用人は置いておりませんが、監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者4名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

e. 社外取締役及び社外監査役の状況

社外取締役3名、社外監査役4名が選任されております。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係又は資本的関係はありません。社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の基準、並びに「当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準」を満たしており、社外取締役全員及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方はそれぞれ以下のとおりです。

区分	氏名	企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方
社外取締役	笹本 雄司郎	取締役会の監視機能強化のためです。コンプライアンス、内部統制及びCSRに関する専門家としての豊富な知識と経験を、当社の経営に活かしていただけると判断したからです。笹本氏及び同氏が取締役である株式会社マコルは当社と取引等の利害関係はありません。
社外取締役	山口 利昭	取締役会の監視機能強化のためです。企業法務やコンプライアンス、内部統制に精通した弁護士であり、その豊富な経験と高い専門性を、当社の経営に活かしていただけると判断したからです。山口氏、同氏が代表弁護士を務める山口利昭法律事務所、同氏が社外取締役である株式会社ニッセンホールディングス、同氏が社外監査役である大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社、同氏が監査役である大阪市交通局は当社と取引等の利害関係はありません。
社外取締役	佐々木 摩美	取締役会の監視機能強化のためです。グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってこられた豊富な経験と見識を活かし、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督していただけると判断したからです。佐々木氏は当社と取引等の利害関係はありません。
社外監査役 (常勤監査役)	鵜野 正康	会社の監視機能強化のためです。公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。鵜野氏は当社と取引等の利害関係はありません。
社外監査役	蜂谷 英夫	会社の監視機能強化のためです。弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門的な知識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。蜂谷氏及び同氏が所長を務める蜂谷法律事務所は当社と独立性に影響を与える取引等の利害関係はありません。
社外監査役	二見 和光	会社の監視機能強化のためです。住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。二見氏及び同氏が代表取締役社長を務める株式会社ジェイ・ケイ企画は当社と取引等の利害関係はありません。
社外監査役	藤巻 和夫	会社の監視機能強化のためです。米国公認会計士としての国際会計の専門的な知識と、経営に関与した豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。藤巻氏、同氏が代表を務める藤巻総合コンサルティングは当社と取引等の利害関係はありません。

[当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン]

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容については、以下のとおりです。

[当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準]

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。

2. 議決権保有関係者

- ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
- ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- ① 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- ② 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ① 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- ② 弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. その他

- ① 上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- ② 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

- (注) 1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

f. 情報開示について

経営の透明性・客観性を確保するための情報開示につきましては、ニュースリリース、決算説明会の開催、月次業績や四半期及び通期の各種決算資料並びに有価証券報告書等、IR情報のホームページへの掲載など、様々なチャンネルを活用し、公正かつタイムリーなディスクロージャーに努めております。また、当社株式における外国人持株比率が高いことから、海外IRの実施をはじめ、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信及び統合報告書等の英文での提供を行っております。当社では情報開示を最も重要な経営責任の一つと考えており、今後とも株主・投資家の皆様から信頼される企業を目指してまいります。

③ コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の73原則すべてについて、各原則に対する当社の取り組み状況や取り組み方針を当社ホームページ (<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html>) に掲載しております。

④ コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、(a)業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、(b)その連結貸借対照表計上額が総資産の5%以下などの条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としております。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

(補充原則4-11-3)

当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年第3四半期に業務執行取締役同士の相互評価やガバナンス委員によるヒアリングを行うとともに、ガバナンス委員会による相互評価等の結果確認を通じ、取締役会の実効性の分析や評価を行っております。

上記の評価結果の概要につきましては、今後開示する予定であります。

(補充原則4-12-1)

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議（業務執行の最高意思決定機関）で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しております。また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、経営会議の開催通知の写しを送付し、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しております。

なお、現在は議題の要約を事前配布していますが、今後要望があれば資料の事前配布を行います。

⑤ 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数名の社外取締役を選任し、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としております。社外取締役・社外監査役を招聘することで経営監督機能の強化を図り、さらに社外取締役・社外監査役がガバナンス委員として取締役評価や取締役会の実効性評価に関与することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆様からの信頼を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

⑥ 役員報酬等

a. 役員報酬等の内容

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	10	391	135	703	1,230
社外役員	8	87	—	45	132
合計	18	478	135	748	1,362

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2. ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額135百万円を含んでおります。
3. 取締役（社外取締役を除く）の支給人数には、平成27年6月25日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、社外役員の支給人数には、平成27年6月25日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末の人員数は、取締役（社外取締役を除く）9名、社外役員7名であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役50百万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（但し、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議しております。
また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額は、平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額5億30百万円以内と決議しております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。
6. 上記の他、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は2百万円であります。
7. 上記の他、平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会に基づき、退職慰労金として取締役1名分22百万円を支払っております。
8. 上記の他、平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会における、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役2名に対して、各取締役の退任時に総額25百万円の退職慰労金を支払う予定です。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

氏名	役員区分	会社	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	
熊切 直美	取締役	提出会社	68	34	133	237
		連結子会社	—	—	—	
門内 仁志	取締役	提出会社	62	27	116	206
		連結子会社	—	—	—	
小林 克満	取締役	提出会社	41	14	85	141
		連結子会社	—	—	—	
川合 秀司	取締役	提出会社	40	12	72	124
		連結子会社	—	—	—	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上の役員のみ記載しております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

イ. 基本報酬

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役・監査役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して基本報酬を決定しております。

ロ. ストックオプション

平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会において、当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションの導入を決議しております。

① 退職慰労金制度の代替として、取締役在任中の業績向上を目的としたストックオプションAプラン

② 中期の業績向上を目的としたストックオプションBプラン

なお、ストックオプションBプランは、別途業績達成基準を設けております。

ハ. 賞与

連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率を乗じて取締役の賞与ファンドを算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して賞与支給額を決定しております。但し、社外取締役には支給いたしません。

ニ. 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 18銘柄

貸借対照表計上額の合計額 17,352百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	3,903,000	16,878	取引関係の維持・強化
大末建設(株)	1,013,700	831	業務提携のため
日比谷総合設備(株)	466,000	739	取引関係の維持・強化
文化シャッター(株)	597,000	593	取引関係の維持・強化
(株)横河ブリッジホールディングス	393,000	507	取引関係の維持・強化
東プレ(株)	267,000	501	取引関係の維持・強化
マックス(株)	300,000	424	取引関係の維持・強化
オリンパス(株)	76,000	339	取引関係の維持・強化
キッセイ薬品工業(株)	60,028	225	取引関係の維持・強化
日本管財(株)	75,000	214	取引関係の維持・強化
生化学工業(株)	78,000	178	株式の安定化
(株)ジャステック	170,000	151	株式の安定化
岡藤ホールディングス(株)	498,200	130	取引関係の維持・強化
(株)寺岡製作所	150,000	81	株式の安定化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	10,900	50	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	57,400	42	取引関係の維持・強化
日本ビグメント(株)	115,000	28	取引関係の維持・強化

(注) 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、非上場株式を除いた当社の保有する特定投資株式全17銘柄について記載しております。なお、当社のみなし保有株式はありません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	3,903,000	12,856	取引関係の維持・強化
大末建設(株)	1,013,700	805	業務提携のため
日比谷総合設備(株)	466,000	734	取引関係の維持・強化
東プレ(株)	267,000	559	取引関係の維持・強化
文化シャッター(株)	597,000	552	取引関係の維持・強化
(株)横河ブリッジホールディングス	393,000	475	取引関係の維持・強化
マックス(株)	300,000	346	取引関係の維持・強化
オリンパス(株)	76,000	332	取引関係の維持・強化
(株)ジャステック	170,000	155	取引関係の維持・強化
キッセイ薬品工業(株)	60,028	155	取引関係の維持・強化
生化学工業(株)	78,000	132	株式の安定化
岡藤ホールディングス(株)	498,200	77	取引関係の維持・強化
(株)寺岡製作所	150,000	51	株式の安定化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	10,900	37	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	57,400	29	取引関係の維持・強化
日本ピグメント(株)	115,000	19	取引関係の維持・強化

(注) 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、非上場株式を除いた当社の保有する特定投資株式全16銘柄について記載しております。なお、当社のみなし保有株式はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

区別	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	384	407	4	151	81

d. 当事業年度中に、投資株式の保有目的を変更したもの

純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
日本管財(株)	28,100	50

⑧ 公認会計士等の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託していますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）
川上 豊（継続監査年数5年）、志賀 健一朗（継続監査年数1年）
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名、その他 13名
（注）その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システムレビュー担当者等です。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合の、その事項及びその理由

a. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。

⑬ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規定に基づき保存・管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- ハ. 当社は、情報セキュリティに関する社内規定に基づき情報保存の安全性を確保する。

b. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- ロ. 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規定に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役または執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- ハ. 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの規準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。

- ニ. 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し、個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- ホ. 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
- ヘ. 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。
- c. 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。
 - ロ. 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役または執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
 - ハ. 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
 - ニ. コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
 - ホ. コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
 - ヘ. 当社は、グループ会社を含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
 - ロ. 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
 - ハ. 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
 - ニ. 各本部は、最高執行責任者または事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的に開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記に記載の会議体に報告する。
- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。
 - ロ. 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
 - ハ. 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ会社に適時報告させる。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- g. 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
- ロ. 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- h. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規定で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ハ. 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規定に基づき速やかにこれを処理する。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
 - ロ. 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
 - ハ. 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
 - ニ. 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社グループ社員がとるべき行動規範である「大東建託行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応統括部署としております。本社総務部のほか、全国各支店に1名ずつ不当要求防止責任者を選任しております。

ロ. 外部の専門機関との連携状況

警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関と連携するほか、特殊暴力防止対策協議会に加入し、地域社会と連携して反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

警察当局から反社会的勢力に関する情報の提供を受けております。また、反社会的勢力からの接触または攻撃を受けた当社各部門・支店に対し、適切な情報を提供しております。

ニ. 対応マニュアルの整備状況

対応マニュアルとして「暴力団等の不当要求の手口とその対応要領」を作成し、全社員に周知・徹底しております。

ホ. 研修活動の実施状況

全支店の不当要求防止責任者を対象として、「不当要求の手口と対応要領」を内容とする研修を実施いたしました。また、本社総務部及び全国各支店の不当要求防止責任者は、外部機関が開催する研修に定期的に参加しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	81	—	82	0
連結子会社	36	5	39	1
計	117	5	121	1

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、非監査業務に基づく報酬148百万円を支払っております。

当社の在外連結子会社4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬9百万円を支払っております。

当連結会計年度

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、非監査業務に基づく報酬345百万円を支払っております。

当社の在外連結子会社4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬8百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性及び前年度の報酬等の要素を勘案して、適切に決定することとしております。

また、当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、本監査報酬額の妥当性を検討しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同団体の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	255,551	233,631
金銭の信託	※1 32,505	※1 26,505
受取手形・完成工事未収入金等	36,643	38,627
有価証券	※5 7,001	※5 9,617
未成工事支出金	13,420	13,328
その他のたな卸資産	※2 4,893	※2 4,768
前払費用	57,197	59,688
繰延税金資産	19,235	19,955
営業貸付金	54,671	60,489
その他	13,577	13,262
貸倒引当金	△305	△253
流動資産合計	494,393	479,621
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	35,051	34,302
機械及び装置（純額）	20,648	32,520
工具器具・備品（純額）	1,535	1,772
土地	※7 42,451	※7 43,169
リース資産（純額）	1,490	1,308
その他（純額）	440	883
有形固定資産合計	※3 101,618	※3 113,957
無形固定資産	5,257	10,664
投資その他の資産		
投資有価証券	※4, ※5 27,311	※4, ※5 45,509
劣後債及び劣後信託受益権	※6 12,865	※6 12,857
繰延税金資産	20,345	26,030
その他	※5 42,191	※5 42,922
貸倒引当金	※6 △2,862	※6 △3,014
投資その他の資産合計	99,851	124,304
固定資産合計	206,726	248,927
資産合計	701,119	728,548

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	42,242	37,509
1年内返済予定の長期借入金	16,690	16,690
リース債務	271	241
未払法人税等	23,216	25,671
未成工事受入金	49,411	47,274
前受金	64,482	68,922
賞与引当金	20,532	21,586
完成工事補償引当金	1,080	1,136
預り金	6,879	7,631
その他	※5 42,624	※5 55,216
流動負債合計	267,432	281,883
固定負債		
長期借入金	63,278	54,942
リース債務	1,008	907
繰延税金負債	—	84
一括借上修繕引当金	65,154	80,704
退職給付に係る負債	9,518	10,698
長期預り保証金	51,309	45,183
その他	6,622	5,620
固定負債合計	196,892	198,143
負債合計	464,325	480,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,060	29,060
資本剰余金	34,540	34,540
利益剰余金	184,661	206,509
自己株式	※9 △13,485	※9 △16,857
株主資本合計	234,777	253,254
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,156	3,202
繰延ヘッジ損益	603	△943
土地再評価差額金	※7 △7,584	※7 △7,584
為替換算調整勘定	1,278	△229
退職給付に係る調整累計額	△599	△1,596
その他の包括利益累計額合計	△145	△7,151
新株予約権	312	353
非支配株主持分	1,850	2,065
純資産合計	236,794	248,522
負債純資産合計	701,119	728,548

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
売上高		
完成工事高	※1 589,170	※1 595,364
不動産事業売上高	723,817	774,807
その他の事業売上高	※2 40,167	※2 41,471
売上高合計	1,353,155	1,411,643
売上原価		
完成工事原価	416,636	419,094
不動産事業売上原価	671,531	712,196
その他の事業売上原価	26,041	25,925
売上原価合計	1,114,209	1,157,216
売上総利益		
完成工事総利益	172,533	176,269
不動産事業総利益	52,286	62,611
その他の事業総利益	14,126	15,545
売上総利益合計	238,946	254,427
販売費及び一般管理費	※3, ※4 147,425	※3, ※4 153,426
営業利益	91,520	101,001
営業外収益		
受取利息	601	589
受取配当金	176	192
受取手数料	3,653	3,656
雑収入	1,161	1,241
営業外収益合計	5,592	5,680
営業外費用		
支払利息	709	573
貸倒引当金繰入額	87	48
雑支出	427	500
営業外費用合計	1,225	1,122
経常利益	95,887	105,558
特別利益		
固定資産売却益	※5 5	※5 3
投資有価証券売却益	—	151
特別利益合計	5	154
特別損失		
固定資産除売却損	※6 199	※6 354
減損損失	※7 145	※7 92
特別損失合計	345	447
税金等調整前当期純利益	95,547	105,266
法人税、住民税及び事業税	40,583	41,335
法人税等調整額	△1,374	△3,654
法人税等合計	39,208	37,680
当期純利益	56,339	67,585
非支配株主に帰属する当期純利益	229	305
親会社株主に帰属する当期純利益	56,109	67,279

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	56,339	67,585
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,467	△2,953
繰延ヘッジ損益	553	△1,546
土地再評価差額金	△2,703	—
為替換算調整勘定	3,243	△1,507
退職給付に係る調整額	△41	△998
その他の包括利益合計	※ 2,520	※ △7,007
包括利益	58,859	60,578
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	58,649	60,273
非支配株主に係る包括利益	209	304

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,060	34,549	169,293	△10,124	222,779
会計方針の変更による 累積的影響額			△247		△247
会計方針の変更を反映し た当期首残高	29,060	34,549	169,046	△10,124	222,532
当期変動額					
剰余金の配当			△28,638		△28,638
親会社株主に帰属する 当期純利益			56,109		56,109
自己株式の取得				△19,145	△19,145
自己株式の処分		1,316		2,603	3,919
自己株式の消却		△1,325	△11,856	13,181	—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△8	15,614	△3,361	12,244
当期末残高	29,060	34,540	184,661	△13,485	234,777

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,688	49	△4,881	△1,965	△577	△2,685	186	1,724	222,005
会計方針の変更による 累積的影響額								△2	△249
会計方針の変更を反映し た当期首残高	4,688	49	△4,881	△1,965	△577	△2,685	186	1,721	221,755
当期変動額									
剰余金の配当									△28,638
親会社株主に帰属する 当期純利益									56,109
自己株式の取得									△19,145
自己株式の処分									3,919
自己株式の消却									—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動									—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,467	553	△2,703	3,243	△22	2,540	125	128	2,794
当期変動額合計	1,467	553	△2,703	3,243	△22	2,540	125	128	15,038
当期末残高	6,156	603	△7,584	1,278	△599	△145	312	1,850	236,794

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,060	34,540	184,661	△13,485	234,777
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	29,060	34,540	184,661	△13,485	234,777
当期変動額					
剰余金の配当			△30,439		△30,439
親会社株主に帰属する 当期純利益			67,279		67,279
自己株式の取得				△25,758	△25,758
自己株式の処分		480		6,917	7,397
自己株式の消却		△480	△14,990	15,470	—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	21,848	△3,371	18,476
当期末残高	29,060	34,540	206,509	△16,857	253,254

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,156	603	△7,584	1,278	△599	△145	312	1,850	236,794
会計方針の変更による 累積的影響額									—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,156	603	△7,584	1,278	△599	△145	312	1,850	236,794
当期変動額									
剰余金の配当									△30,439
親会社株主に帰属する 当期純利益									67,279
自己株式の取得									△25,758
自己株式の処分									7,397
自己株式の消却									—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動									△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,953	△1,546	—	△1,507	△997	△7,005	41	215	△6,749
当期変動額合計	△2,953	△1,546	—	△1,507	△997	△7,005	41	215	11,727
当期末残高	3,202	△943	△7,584	△229	△1,596	△7,151	353	2,065	248,522

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	95,547	105,266
減価償却費	4,851	6,026
減損損失	145	92
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	87	100
賞与引当金の増減額 (△は減少)	311	1,054
一括借上修繕引当金の増減額 (△は減少)	15,448	15,550
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△843	△237
受取利息及び受取配当金	△777	△782
支払利息	709	573
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△151
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,157	△2,005
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△1,820	91
その他のたな卸資産の増減額 (△は増加)	457	117
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,106	△695
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△9,510	△5,818
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,756	△4,709
未払金の増減額 (△は減少)	237	2,413
前受金の増減額 (△は減少)	7,311	4,440
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	5,206	△2,136
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	△8,343	△6,125
その他	1,645	7,250
小計	103,646	120,314
利息及び配当金の受取額	781	636
利息の支払額	△710	△573
法人税等の支払額	△44,316	△41,554
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,401	78,822

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△51,000
金銭の信託の減少による収入	8,500	6,000
有価証券の取得による支出	△4,200	△4,500
有価証券の売却及び償還による収入	10,530	8,000
有形固定資産の取得による支出	△14,690	△18,346
無形固定資産の取得による支出	△2,294	△6,241
投資有価証券の取得による支出	△1,862	△25,474
その他	4,948	△1,993
投資活動によるキャッシュ・フロー	930	△93,555
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△300	—
長期借入れによる収入	—	9,000
長期借入金の返済による支出	△16,690	△17,335
リース債務の返済による支出	△281	△325
配当金の支払額	△28,638	△30,439
自己株式の取得による支出	△19,145	△25,758
自己株式の処分による収入	4,330	7,026
非支配株主への配当金の支払額	△66	△80
その他	△16	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△60,808	△57,923
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,791	△263
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,314	△72,920
現金及び現金同等物の期首残高	253,236	255,551
現金及び現金同等物の期末残高	※ 255,551	※ 182,631

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 24社

連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載のとおりです。

なお、当連結会計年度より、新たに設立したハウスペイメント株式会社、株式会社ガスパル九州、DAITO KENTAKU USA, LLC、大東ガスパートナー株式会社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった大東ファーム株式会社は、同じく連結子会社である大東建物管理株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 2社

会社等の名称

CRS BLVD |,LC

株式会社ソラスト

上記の関連会社は、新たに出資持分を取得並びに新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない主要な関連会社

品川エネルギーサービス株式会社

上記の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社のうち、ケアパートナー株式会社、大東コーポレートサービス株式会社及びハウスリーブ株式会社の決算日は2月末日であり、在外連結子会社の決算日は12月31日です。

連結財務諸表の作成に当たっては同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

ロ. その他のたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法。また、在外連結子会社については主として定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物	10～60年
機械及び装置	3～22年
工具器具・備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、特別目的事業体が発行した劣後債及び劣後信託受益権については、貸付金の貸倒れ等により特別目的事業体の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

当社及び一部の国内連結子会社は完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

④ 一括借上修繕引当金

一部の連結子会社は、一括借上賃貸借契約に基づく将来負担すべき原状回復費用及び営繕費用に備えるため、当連結会計年度末における負担すべき原状回復費用及び営繕費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に6年、8年）による定率法により按分した額を、発生した連結会計年度から損益処理しております。但し、一部の連結子会社については、発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に8年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、各連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（通貨オプション及び通貨スワップ並びに為替予約取引）

ヘッジ対象

資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

(追加情報)

(従業員持株E S O P信託及び株式給付信託における取引の概要等)

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株E S O P信託及び株式給付信託

(1) 取引の概要

(従業員持株E S O P信託)

平成23年6月17日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成23年7月1日～平成23年9月22日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。なお、平成27年11月をもって信託は終了しております。

(株式給付信託)

平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブ・プランとして「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

(従業員持株E S O P信託)

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度839百万円であり、当連結会計年度においては該当事項はありません。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前連結会計年度117,300株であり、当連結会計年度においては該当事項はありません。期中平均株式数は、前連結会計年度188,791株、当連結会計年度48,081株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(株式給付信託)

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度5,063百万円、当連結会計年度4,058百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前連結会計年度569,359株、当連結会計年度429,309株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度521,460株、当連結会計年度457,738株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株E S O P信託

(1) 取引の概要

平成27年11月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の再導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員（以下「従業員」といいます。）のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中（平成27年12月16日～平成28年1月29日）に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度8,325百万円、622,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金 の帳簿価額

当連結会計年度 9,000百万円

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しております。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 金銭の信託

大東建物管理株式会社は、賃貸住宅入居者の預り敷金の分別管理を目的として自己信託を設定しております。

※ 2. その他のたな卸資産の内訳は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
商品及び製品	194百万円	223百万円
原材料及び貯蔵品	4,698百万円	4,545百万円

※ 3. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	34,851百万円	37,815百万円

※ 4. 関連会社に対する金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	112百万円	18,899百万円
(うち、共同支配企業に対する 投資の金額)	－百万円	4,354百万円

※ 5. 担保に供されている資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券及び投資有価証券		
(宅地建物取引業法に基づく 営業保証金)	2,236百万円	331百万円
(住宅建設瑕疵担保保証金)	3,411百万円	2,642百万円
(輸入資材の関税・消費税の 納期限延長)	904百万円	903百万円
その他(投資その他の資産)		
(宅地建物取引業法に基づく 営業保証金)	530百万円	2,530百万円
(住宅建設瑕疵担保保証金)	－百万円	1,311百万円
(信託業法に基づく営業 保証金)	－百万円	10百万円
(保険業法に基づく営業 保証金)	－百万円	10百万円
(電力取引決済預託金)	－百万円	3百万円

対応する債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
その他(流動負債)		
(輸入資材の関税・消費税)	364百万円	86百万円

※6. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体（S P E）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該S P Eの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなり、その購入状況等は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後債及び劣後信託受益権	12,865百万円	12,857百万円
貸倒引当金	△650百万円	△476百万円
劣後債及び劣後信託受益権 の当初引受割合	6.17%	6.17%
償還期限	2034年11月～2043年2月	2034年11月～2043年2月
S P Eの貸付債権残高	81,083百万円	67,380百万円
S P Eの社債又は信託受益権残高	81,722百万円	68,374百万円
S P Eの数	10	10

劣後債及び劣後信託受益権の当初引受割合は、当初の発行総額に対する引受額の割合です。

※7. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

8. 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行12行（前連結会計年度は6行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越限度額の総額	39,040百万円	99,025百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	39,040百万円	99,025百万円

※9. 自己株式

自己株式に計上されている従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有している当社株式は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
従業員持株E S O P信託	839百万円	8,325百万円
株式給付信託	5,063百万円	4,058百万円
計	5,902百万円	12,384百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工事進行基準による完成工事高	582,596百万円	589,827百万円

※2. 金融事業を営む連結子会社について、セグメント情報においては「金融事業」として区分掲記しておりますが、連結損益計算書においては金額の重要性が乏しいため、「その他の事業売上高」に含めて表示しております。なお「その他の事業売上高」に含まれる金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
「その他の事業売上高」に含まれる金融事業の売上高	4,755百万円	5,579百万円

※3. 「販売費及び一般管理費」の主な費目及び金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
従業員給料手当	65,422百万円	66,084百万円
賞与引当金繰入額	15,634百万円	16,633百万円
退職給付費用	1,378百万円	1,817百万円
法定福利費	6,951百万円	7,093百万円
広告宣伝費	7,734百万円	9,297百万円
地代家賃	7,463百万円	7,689百万円

※4. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	1,448百万円	1,387百万円

※5. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
有形固定資産		
建物・構築物	0百万円	一百万円
機械及び装置	0百万円	3百万円
土地	4百万円	一百万円
計	5百万円	3百万円

※6. 固定資産除売却損の内訳は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
有形固定資産		
建物・構築物	194百万円	287百万円
工具器具・備品	3百万円	20百万円
リース資産	1百万円	13百万円
その他	－百万円	0百万円
無形固定資産	－百万円	33百万円
計	199百万円	354百万円

※7. 減損損失

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、主に以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額
大東建物管理の管理物件	受変電設備	機械及び装置	77百万円
ハウスコム各営業所	店舗	建物・構築物、工具器具・備品、その他（投資その他の資産）	60百万円

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、報告セグメント（建設事業、不動産事業、金融事業）及びその他事業を基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。

建設事業は主として支店別、不動産事業は主として物件別又は店舗別、金融事業及びその他事業は主として子会社別にグルーピングの単位としております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

受変電設備については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている設備及び資産を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、並びに翌期に移転又は閉鎖することが決定しており、除却資産等が生ずることが確実な店舗を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物・構築物59百万円、工具器具・備品3百万円、機械及び装置77百万円、その他（投資その他の資産）4百万円であります。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、使用価値にて測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度において、主に以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額
大東建物管理の管理物件	受変電設備	機械及び装置	66百万円
ハウスコム各営業所	店舗	建物・構築物、工具器具・備品、その他（投資その他の資産）	18百万円

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、報告セグメント（建設事業、不動産事業、金融事業）及びその他事業を基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。

建設事業は主として支店別、不動産事業は主として物件別又は店舗別、金融事業及びその他事業は主として子会社別にグルーピングの単位としております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

受変電設備については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている設備及び資産を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、並びに翌期に移転又は閉鎖することが決定しており、除却資産等が生ずることが確実な店舗を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物・構築物22百万円、工具器具・備品1百万円、機械及び装置66百万円、その他（投資その他の資産）1百万円であります。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、使用価値にて測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,813百万円	△4,331百万円
組替調整額	－百万円	△151百万円
税効果調整前	1,813百万円	△4,482百万円
税効果額	△346百万円	1,529百万円
その他有価証券評価差額金	1,467百万円	△2,953百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	824百万円	△2,265百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	824百万円	△2,265百万円
税効果額	△270百万円	718百万円
繰延ヘッジ損益	553百万円	△1,546百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	－百万円	－百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	－百万円	－百万円
税効果額	△2,703百万円	－百万円
土地再評価差額金	△2,703百万円	－百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,243百万円	△1,507百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	3,243百万円	△1,507百万円
税効果額	－百万円	－百万円
為替換算調整勘定	3,243百万円	△1,507百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△362百万円	△2,330百万円
組替調整額	342百万円	913百万円
税効果調整前	△19百万円	△1,417百万円
税効果額	△22百万円	418百万円
退職給付に係る調整額	△41百万円	△998百万円
その他の包括利益合計	2,520百万円	△7,007百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	80,610,279	—	1,285,900	79,324,379
合計	80,610,279	—	1,285,900	79,324,379
自己株式				
普通株式 (注) 2、3、4、5	950,224	1,289,413	1,499,883	739,754
合計	950,224	1,289,413	1,499,883	739,754

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,285,900株は、自己株式の消却によるものです。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,289,413株は、単元未満株式の買取りによる増加3,513株及び取締役会決議に基づく取得による増加1,285,900株です。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,499,883株は、ストック・オプションの権利行使に伴う減少1,500株、単元未満株式の売渡しによる減少83株、株式給付信託に対する割当による減少212,400株及び自己株式の消却による減少1,285,900株です。
 4. 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数266,900株、減少149,600株及び当連結会計年度末株式数117,300株を含めておりません。
 5. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数403,467株、増加212,400株、減少46,508株及び当連結会計年度末株式数569,359株を含めておりません。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションAプラン	—	—	—	—	80	
提出会社	ストック・オプションBプラン	—	—	—	—	223	
連結子会社	—	—	—	—	—	8	
合計			—	—	—	312	

(注) スtock・オプションBプランは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,099	177	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	14,538	185	平成26年9月30日	平成26年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,931	利益剰余金	190	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(注) 1株当たり配当額には創業40周年記念配当20円が含まれております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	79,324,379	—	1,230,000	78,094,379
合計	79,324,379	—	1,230,000	78,094,379
自己株式				
普通株式 (注) 2、3、4、5、6	739,754	1,907,616	1,668,985	978,385
合計	739,754	1,907,616	1,668,985	978,385

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,230,000株は、自己株式の消却によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,907,616株は、単元未満株式の買取りによる増加3,916株、取締役会決議に基づく取得による増加1,230,000株及び平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託の当社株式取得による増加673,700株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,668,985株は、ストック・オプションの権利行使に伴う減少17,000株、単元未満株式の売渡しによる減少85株、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託に対する割当による減少371,000株、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託から当社持株会への売却による減少50,900株及び自己株式の消却による減少1,230,000株です。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、平成23年6月17日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数117,300株及び減少117,300株を含めておりません。
5. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数569,359株、減少140,050株及び当連結会計年度末株式数429,309株を含めておりません。
6. 普通株式の自己株式の株式数には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託が所有する当社株式の増加673,700株、減少50,900株及び当連結会計年度末株式数622,800株を含めております。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションAプラン	—	—	—	—	—	96
提出会社	ストック・オプションBプラン	—	—	—	—	—	241
連結子会社	—	—	—	—	—	—	15
合計			—	—	—	—	353

- (注) スtock・オプションBプランのうち、第2-B回新株予約権、第3-B回新株予約権及び第4-B回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,931	190	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	15,508	199	平成27年9月30日	平成27年11月17日

(注) 平成27年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には創業40周年記念配当20円が含まれておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,113	利益剰余金	233	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 平成28年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金145百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預金勘定	255,551百万円	233,631百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	－百万円	△51,000百万円
現金及び現金同等物	255,551百万円	182,631百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として建設事業における工具器具・備品等です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

貸主側

未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	621百万円	621百万円
1年超	4,348百万円	3,727百万円
合計	4,969百万円	4,348百万円

借主側

未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	357,314百万円	394,574百万円
1年超	1,576,541百万円	1,632,365百万円
合計	1,933,855百万円	2,026,939百万円

上記未経過リース料には、一括借上制度に関する借上賃料を含んでおり、契約上借上賃料が固定されている期間の金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	351,017百万円	388,796百万円
1年超	1,553,387百万円	1,610,274百万円
合計	1,904,405百万円	1,999,070百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金、安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については銀行借入れにより調達しております。

デリバティブは、建築資材輸入の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金銭の信託は、入居者から預っている敷金を分別管理することを目的として設定しております。信託財産は、短期的な預金、安全性の高い債券で運用しており、これらは、発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

受取手形・完成工事未収入金等は顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客の資金調達の確定をもって着工することでリスクを軽減しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券であり、「満期保有目的の債券」「その他有価証券」に区分しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しており、「満期保有目的の債券」以外は保有状況を継続的に見直しております。

営業貸付金は、主として当社の顧客に対する建築資金等の融資（金融機関からの長期融資が実行されるまでのつなぎ融資）であり、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに定期的に信用状況等を把握することでリスクを軽減しております。

劣後債及び劣後信託受益権は、賃貸用共同住宅の建築を当社へ注文された顧客のアパートローンを金融機関等が設立した特別目的事業体を利用して証券化し、その特別目的事業体が発行した金融商品です。劣後債及び劣後信託受益権は、アパートローン債務者の信用リスクに晒されておりますが、アパートローンの返済状況を管理することにより、信用状況等を把握しております。

工事未払金、未払法人税等及び預り金については、概ね1年以内の支払期日になっております。

長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利市場の変化を常に注視しております。

長期預り保証金は、一括借上方式による不動産賃貸業に伴う、入居者から預っている敷金及び保証金です。

デリバティブ取引は、建築資材輸入に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり、デリバティブ取引管理基準（内部規程）に基づき投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2参照）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	255,551	255,551	—
(2) 金銭の信託	32,505	32,505	—
(3) 受取手形・完成工事未収入金等	36,643		
貸倒引当金（※）1	△42		
	36,600	36,600	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	230	236	6
② その他有価証券	33,941	33,941	—
(5) 営業貸付金	54,671		
貸倒引当金（※）1	△144		
	54,527	54,756	228
資産計	413,356	413,591	234
(1) 工事未払金	42,242	42,242	—
(2) 未払法人税等	23,216	23,216	—
(3) 預り金	6,879	6,879	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	79,969	79,969	—
(5) 長期預り保証金	51,309	51,057	△251
負債計	203,617	203,366	△251
デリバティブ取引（※）2	901	901	—

（※）1. 受取手形・完成工事未収入金等、営業貸付金については貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	233,631	233,631	—
(2) 金銭の信託	26,505	26,505	—
(3) 受取手形・完成工事未収入金等	38,627		
貸倒引当金（※） 1	△30		
	38,596	38,596	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	130	134	4
② その他有価証券	35,162	35,162	—
(5) 営業貸付金	60,489		
貸倒引当金（※） 1	△122		
	60,367	61,157	789
資産計	394,393	395,187	794
(1) 工事未払金	37,509	37,509	—
(2) 未払法人税等	25,671	25,671	—
(3) 預り金	7,631	7,631	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	71,633	71,633	—
(5) 長期預り保証金	45,183	45,090	△92
負債計	187,630	187,537	△92
デリバティブ取引（※） 2	△1,364	△1,364	—

（※） 1. 受取手形・完成工事未収入金等、営業貸付金については貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託の時価については、信託財産構成物である金融資産によって評価しております。当期末においては全て預金であったため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記をご参照ください。

(5) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

営業貸付金のうち、固定金利のものは、短期間のつなぎ融資と長期間の融資があります。短期間の融資は、市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、長期間の融資の時価は貸付期間の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、返還するまでの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
関連会社株式	－百万円	14,545百万円
LLC等に対する出資	－百万円	5,258百万円
劣後債及び劣後信託受益権	12,865百万円	12,857百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金預金	255,551	—	—	—	—	—
金銭の信託	32,505	—	—	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	36,643	—	—	—	—	—
有価証券及び投資有価証券						
①満期保有目的の債券						
国債・地方債等	100	40	45	5	10	30
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
②その他有価証券のうち満期のあるもの						
国債・地方債等	2,700	2,870	860	—	—	—
社債	3,000	1,000	—	—	—	—
その他	1,200	—	—	—	—	—
営業貸付金	25,800	3,998	3,426	2,925	2,416	16,101
劣後債及び劣後信託受益権	—	—	—	—	—	13,103
合計	357,500	7,908	4,331	2,930	2,426	29,234

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金預金	233,631	—	—	—	—	—
金銭の信託	26,505	—	—	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	38,627	—	—	—	—	—
有価証券及び投資有価証券						
①満期保有目的の債券						
国債・地方債等	40	45	5	10	30	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
②その他有価証券のうち満期のあるもの						
国債・地方債等	2,870	860	—	—	—	—
社債	5,400	7,000	—	—	—	—
その他	1,300	—	—	—	—	—
営業貸付金	28,697	3,859	3,369	2,874	2,521	19,164
劣後債及び劣後信託受益権	—	—	—	—	—	13,090
合計	337,071	11,764	3,374	2,884	2,551	32,254

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	16,690	16,075	42,394	4,672	136	—
合計	16,690	16,075	42,394	4,672	136	—

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	16,690	44,074	6,352	1,816	2,700	—
合計	16,690	44,074	6,352	1,816	2,700	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	230	236	6
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	230	236	6
(2) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	230	236	6

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	130	134	4
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	130	134	4
(2) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	130	134	4

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	22,303	13,198	9,104
債券			
国債・地方債等	6,066	6,062	4
社債	3,002	3,000	2
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	31,372	22,260	9,111
(2) 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	380	380	△0
社債	988	1,000	△11
その他	—	—	—
その他	1,199	1,200	△0
小計	2,568	2,580	△11
合計	33,941	24,841	9,099

当連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	17,254	12,586	4,667
債券			
国債・地方債等	3,747	3,736	10
社債	3,001	3,000	1
その他	—	—	—
その他	800	800	0
小計	24,803	20,123	4,680
(2) 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	475	527	△52
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	9,383	9,428	△45
その他	—	—	—
その他	499	500	△0
小計	10,359	10,456	△97
合計	35,162	30,579	4,582

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	226	151	—
合計	226	151	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	建築資材の 予定取引	17,230	3,110	901
合計			17,230	3,110	901

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	建築資材の 予定取引	19,948	15,002	△1,364
合計			19,948	15,002	△1,364

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は従業員について、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度（規約型）及び退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	26,699百万円	29,170百万円
会計方針の変更による累積的影響額	388百万円	－百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	27,087百万円	29,170百万円
勤務費用	2,217百万円	2,429百万円
利息費用	69百万円	47百万円
数理計算上の差異の発生額	1,126百万円	1,952百万円
退職給付の支払額	△1,330百万円	△1,900百万円
退職給付債務の期末残高	29,170百万円	31,699百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	16,744百万円	19,651百万円
期待運用収益	251百万円	294百万円
数理計算上の差異の発生額	766百万円	△378百万円
事業主からの拠出額	2,747百万円	2,770百万円
退職給付の支払額	△858百万円	△1,338百万円
年金資産の期末残高	19,651百万円	21,000百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	21,137百万円	23,039百万円
年金資産	△19,651百万円	△21,000百万円
	1,485百万円	2,038百万円
非積立型制度の退職給付債務	8,033百万円	8,660百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,518百万円	10,698百万円
退職給付に係る負債	9,518百万円	10,698百万円
退職給付に係る資産	－百万円	－百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,518百万円	10,698百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	2,217百万円	2,429百万円
利息費用	69百万円	47百万円
期待運用収益	△251百万円	△294百万円
数理計算上の差異の費用処理額	335百万円	906百万円
過去勤務費用の費用処理額	6百万円	6百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,377百万円	3,095百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	6百万円	6百万円
数理計算上の差異	△26百万円	△1,424百万円
合計	△19百万円	△1,417百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	△82百万円	△75百万円
未認識数理計算上の差異	△799百万円	△2,223百万円
合計	△881百万円	△2,299百万円

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	17.3%	29.2%
株式	18.6%	13.7%
現金及び預金	2.0%	6.1%
一般勘定	61.3%	50.7%
その他	0.8%	0.3%
合計	100.0%	100.0%

(注) 一般勘定は資産の拠出先が運用のリスクを負う年金資産であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.2%	0.0%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
予想昇給率	2.1%	1.5%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	137百万円	143百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

提出会社

	第1-A回新株予約権	第1-B回新株予約権	第2-A回新株予約権	第2-B回新株予約権
決議年月日	平成24年5月18日	平成24年5月18日	平成25年5月21日	平成25年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名	当社取締役10名	当社取締役11名	当社取締役11名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 7,600株	普通株式 17,500株	普通株式 7,900株	普通株式 14,300株
付与日	平成24年6月14日	平成24年6月14日	平成25年6月17日	平成25年6月17日
権利確定条件	(注)2、4、5	(注)3、4、5	(注)2、4、5	(注)3、4、5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成24年6月15日 至平成54年6月14日	自平成27年6月15日 至平成32年6月14日	自平成25年6月18日 至平成55年6月17日	自平成28年6月18日 至平成33年6月17日

	第3-A回新株予約権	第3-B回新株予約権	第4-A回新株予約権	第4-B回新株予約権
決議年月日	平成26年5月21日	平成26年5月21日	平成27年5月20日	平成27年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社取締役6名	当社取締役7名	当社取締役7名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,200株	普通株式 11,600株	普通株式 4,200株	普通株式 8,200株
付与日	平成26年6月17日	平成26年6月17日	平成27年6月16日	平成27年6月16日
権利確定条件	(注)2、4、5	(注)3、4、5	(注)2、4、5	(注)3、4、5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成26年6月18日 至平成56年6月17日	自平成29年6月18日 至平成34年6月17日	自平成27年6月17日 至平成57年6月16日	自平成30年6月17日 至平成35年6月16日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
3. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
5. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

連結子会社（ハウスコム株式会社）

	ハウスコム株式会社 第1回新株予約権	ハウスコム株式会社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月15日	平成27年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社連結子会社の取締役1名	当社連結子会社の取締役2名
ストック・オプション数（注）1	普通株式 15,500株	普通株式 5,600株
付与日	平成26年5月30日	平成27年6月5日
権利確定条件	（注）2、3	（注）2、3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年5月31日 至 平成56年5月30日	自 平成27年6月6日 至 平成57年6月5日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社連結子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日の場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
3. その他の条件は、当社連結子会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

提出会社

	第1-A回新株予約権	第1-B回新株予約権	第2-A回新株予約権	第2-B回新株予約権
決議年月日	平成24年5月18日	平成24年5月18日	平成25年5月21日	平成25年5月21日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	17,500	—	14,300
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	17,500	—	—
未確定残	—	—	—	14,300
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,300	—	3,200	—
権利確定	—	17,500	—	—
権利行使	1,000	13,600	900	—
失効	—	—	—	—
未行使残	1,300	3,900	2,300	—

	第3-A回新株予約権	第3-B回新株予約権	第4-A回新株予約権	第4-B回新株予約権
決議年月日	平成26年5月21日	平成26年5月21日	平成27年5月20日	平成27年5月20日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	11,600	—	—
付与	—	—	4,200	8,200
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	4,200	—
未確定残	—	11,600	—	8,200
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,600	—	—	—
権利確定	—	—	4,200	—
権利行使	800	—	700	—
失効	—	—	—	—
未行使残	3,800	—	3,500	—

連結子会社 (ハウスコム株式会社)

	ハウスコム株式会社 第1回新株予約権	ハウスコム株式会社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月15日	平成27年5月21日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	5,600
失効	—	—
権利確定	—	5,600
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	15,500	—
権利確定	—	5,600
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	15,500	5,600

② 単価情報
提出会社

	第1-A回新株予約権	第1-B回新株予約権	第2-A回新株予約権	第2-B回新株予約権
決議年月日	平成24年5月18日	平成24年5月18日	平成25年5月21日	平成25年5月21日
権利行使価格 (円/株)	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価 (円)	13,481円	13,400円	13,481円	—
公正な評価単価 (円/株)	5,821円	5,474円	7,444円	7,304円

	第3-A回新株予約権	第3-B回新株予約権	第4-A回新株予約権	第4-B回新株予約権
決議年月日	平成26年5月21日	平成26年5月21日	平成27年5月20日	平成27年5月20日
権利行使価格 (円/株)	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価 (円)	13,481円	—	12,578円	—
公正な評価単価 (円/株)	9,361円	9,741円	10,328円	10,667円

連結子会社 (ハウスコム株式会社)

	ハウスコム株式会社 第1回新株予約権	ハウスコム株式会社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月15日	平成27年5月21日
権利行使価格 (円/株)	1円	1円
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (円/株)	540円	1,311円

(3) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社

大東建託株式会社第4-A回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
② 主な基礎数値及び見積方法

		第4-A回新株予約権
		付与日（平成27年6月16日）
株価変動性	（注）1	27.15%
予想残存期間	（注）2	6.635年
予想配当	（注）3	355円/株
無リスク利子率	（注）4	0.217%

- （注）1. 6.635年間（平成20年10月28日～平成27年6月16日）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成27年6月25日提出の第41期有価証券報告書に掲載された配当実績に基づき算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

大東建託株式会社第4-B回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
② 主な基礎数値及び見積方法

		第4-B回新株予約権
		付与日（平成27年6月16日）
株価変動性	（注）1	24.42%
予想残存期間	（注）2	5.5年
予想配当	（注）3	355円/株
無リスク利子率	（注）4	0.143%

- （注）1. 5.5年間（平成21年12月16日～平成27年6月16日）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成27年6月25日提出の第41期有価証券報告書に掲載された配当実績に基づき算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

連結子会社（ハウコム株式会社）

ハウコム株式会社第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
② 主な基礎数値及び見積方法

		ハウコム株式会社 第2回新株予約権
		付与日（平成27年6月5日）
株価変動性	（注）1	29.35%
予想残存期間	（注）2	11.29年
予想配当	（注）3	37円/株
無リスク利子率	（注）4	0.544%

- （注）1. 4年間（平成23年6月24日～平成27年6月4日）の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去の取締役の退任実績に基づき見積もっております。
3. 平成27年3月期末における、平成28年3月期の予想配当金額によります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

提出会社

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結子会社（ハウコム株式会社）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券評価損否認額	254百万円	312百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,007百万円	1,001百万円
未実現利益の消去	4,168百万円	4,372百万円
未払費用否認額	2,318百万円	2,458百万円
未払事業税否認額	1,743百万円	1,626百万円
賞与引当金繰入否認額	6,797百万円	6,644百万円
完成工事補償引当金繰入否認額	357百万円	350百万円
退職給付に係る負債	3,050百万円	3,259百万円
一括借上修繕引当金繰入否認額	21,140百万円	24,742百万円
定額クリーニング費収入前受金	3,184百万円	3,390百万円
繰越欠損金	202百万円	176百万円
その他	5,178百万円	5,343百万円
繰延税金資産小計	49,404百万円	53,679百万円
評価性引当額	△1,119百万円	△627百万円
繰延税金資産合計	48,284百万円	53,051百万円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△5,464百万円	△5,645百万円
その他有価証券評価差額金	△2,942百万円	△1,413百万円
その他	△297百万円	△91百万円
繰延税金負債合計	△8,704百万円	△7,150百万円
繰延税金資産の純額	39,580百万円	45,901百万円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	19,235百万円	19,955百万円
固定資産－繰延税金資産	20,345百万円	26,030百万円
固定負債－繰延税金負債	－百万円	84百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.4%	1.3%
住民税均等割	0.1%	0.5%
評価性引当額	0.6%	△0.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7%	2.5%
その他	△0.4%	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0%	35.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,603百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が2,623百万円、その他有価証券評価差額金が79百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が20百万円、退職給付に係る調整累計額が39百万円、それぞれ減少しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、国内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル、賃貸マンション、駐車場等を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	57,703	56,997
	期中増減額	△706	106
	期末残高	56,997	57,103
期末時価		116,774	121,556

- (注) 1. 賃貸等不動産については重要性が乏しいため、賃貸等不動産と賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の時価等を合計して表示しております。
2. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
3. 前連結会計年度期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(84百万円)であり、主な減少は減価償却費(796百万円)です。
4. 当連結会計年度期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(890百万円)であり、主な減少は減価償却費(776百万円)です。
5. 当連結会計年度末の時価のうち、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書(「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方」に基づく原則的時価算定)に基づく金額です。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
賃貸収益	5,887	6,071
賃貸費用	2,616	2,529
差額	3,270	3,541
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産等において、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分については、賃貸収益を計上しておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、土地の有効活用に関する企画を提案するとともに、建築請負契約を締結し、賃貸住宅の建設及び施工を行っております。連結子会社の大東建物管理株式会社は、「賃貸経営受託システム」において、賃貸住宅を一括借上し、入居者へ転貸する一括借上事業を行っております。当社はこれらの事業を中心に戦略をたて、事業活動を展開しております。

従って、当社はこれらの事業に、製品・サービスを販売する市場及び顧客の種類等を加味して構成した「建設事業」及び「不動産事業」を報告セグメントとしております。「金融事業」は、資産がすべての事業セグメントの合計額の10%以上であるため報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

建設事業 : 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業 : 不動産の一括借上、賃貸、仲介、入居者の保証人受託業務及び管理に関する事業等

金融事業 : 施主が金融機関から長期融資を実行されるまでの建築資金融資事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	589,170	723,817	4,755	1,317,742	35,412	1,353,155	—	1,353,155
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,484	1,068	12	2,565	6,360	8,925	△8,925	—
計	590,654	724,886	4,767	1,320,308	41,772	1,362,081	△8,925	1,353,155
セグメント利益	85,305	15,551	1,957	102,814	6,388	109,203	△17,683	91,520
セグメント資産	103,611	253,902	59,079	416,593	40,683	457,277	243,842	701,119
その他の項目								
減価償却費 (注) 4	1,053	3,244	11	4,308	540	4,848	2	4,851
減損損失	—	145	—	145	—	145	—	145
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注) 4	3,160	13,814	127	17,102	734	17,837	8	17,845

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額△17,683百万円には、セグメント間取引消去402百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△18,085百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用です。

(2) セグメント資産の調整額243,842百万円には、セグメント間取引消去△1,281百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産245,124百万円が含まれております。全社資産は主に親会社での余剰運用資金（現金預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等です。

(3) 減価償却費の調整額2百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加額です。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	595,364	774,807	5,579	1,375,752	35,891	1,411,643	—	1,411,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高	27	1,239	178	1,445	5,851	7,296	△7,296	—
計	595,392	776,047	5,758	1,377,197	41,743	1,418,940	△7,296	1,411,643
セグメント利益	90,248	22,527	2,148	114,923	6,832	121,756	△20,755	101,001
セグメント資産	105,610	266,560	65,232	437,403	54,699	492,103	236,445	728,548
その他の項目								
減価償却費 (注) 4	2,424	2,958	44	5,427	596	6,023	3	6,026
減損損失	—	92	—	92	—	92	—	92
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注) 4	6,972	17,207	240	24,420	1,988	26,408	6	26,415

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額△20,755百万円には、セグメント間取引消去338百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△21,093百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用です。

(2) セグメント資産の調整額236,445百万円には、セグメント間取引消去△1,426百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産237,872百万円が含まれております。全社資産は主に親会社での余剰運用資金（現金預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等です。

(3) 減価償却費の調整額3百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加額です。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の額が連結貸借対照表の有形固定資産の額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	3,060.84円	3,243.97円
1株当たり当期純利益金額	710.19円	863.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	709.73円	862.52円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	56,109	67,279
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	56,109	67,279
期中平均株式数 (株)	79,005,977	77,950,051
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (百万円)	△0	△1
(うち連結子会社等の 潜在株式による調整額) (百万円)	(△0)	(△1)
普通株式増加数 (株)	50,328	51,736
(うち自己株式取得方式による ストック・オプション) (株)	(50,328)	(51,736)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—————	—————

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりです。

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	236,794	248,522
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,162	2,418
(うち新株予約権) (百万円)	(312)	(353)
(うち非支配株主持分) (百万円)	(1,850)	(2,065)
純資産の部の合計額に加算する金額 (百万円)	5,902	4,058
(うち従業員持株E S O P信託) (百万円)	(839)	(—)
(うち株式給付信託) (百万円)	(5,063)	(4,058)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	240,535	250,162
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	78,584,625	77,115,994

3. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株E S O P信託及び株式給付信託

株主資本において自己株式として計上されている従業員持株E S O P信託及び株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておらず、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めておりません。

4. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株E S O P信託

株主資本において自己株式として計上されている従業員持株E S O P信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度174,812株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度622,800株であります。前連結会計年度においては該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

平成28年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、消却を前提とした株主還元策の一環として、次のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得する株式の数 | 1,300,000株(上限) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 20,200百万円(上限) |
| ④ 株式の取得の時期 | 自 平成28年5月2日 至 平成29年3月30日 |
| ⑤ 予定消却財源 | 利益剰余金 |
| ⑥ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	16,690	16,690	0.62	—
1年以内に返済予定 のリース債務	271	241	—	—
長期借入金（1年以 内に返済予定のもの を除く。）	63,278	54,942	0.66	平成29年～平成32年
リース債務（1年以 内に返済予定のもの を除く。）	1,008	907	—	平成29年～平成38年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	81,249	72,782	—	—

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	44,074	6,352	1,816	2,700
リース債務	204	170	168	165

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	第42期 連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
売上高 (百万円)	335,590	697,155	1,049,688	1,411,643
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	28,059	61,108	90,898	105,266
親会社株主に帰属す る四半期(当期)純利 益 (百万円)	18,687	40,322	59,924	67,279
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	237.84	515.19	766.80	863.11

	第1四半期 連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり四半期純 利益金額 (円)	237.84	277.50	251.58	95.09

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	221,385	199,986
完成工事未収入金	29,158	30,683
有価証券	※1 6,901	※1 9,577
未成工事支出金	13,246	13,206
原材料及び貯蔵品	4,486	4,327
関係会社短期貸付金	48,640	59,990
前払費用	847	891
繰延税金資産	9,964	9,806
未収入金	1,921	2,229
立替金	4,730	4,731
その他	1,988	849
貸倒引当金	△265	△221
流動資産合計	343,005	336,056
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	17,082	16,789
構築物（純額）	563	541
機械及び装置（純額）	416	529
車両運搬具（純額）	0	0
工具器具・備品（純額）	936	1,111
土地	39,420	40,547
リース資産（純額）	158	82
有形固定資産合計	58,576	59,601
無形固定資産		
ソフトウェア	2,519	4,241
ソフトウェア仮勘定	1,250	4,076
その他	169	168
無形固定資産合計	3,939	8,487
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 27,069	※1 25,615
劣後債及び劣後信託受益権	※2 12,865	※2 12,857
関係会社株式	29,253	43,672
関係会社長期貸付金	717	657
繰延税金資産	993	2,458
差入保証金	2,994	6,080
その他	1,857	※1 6,244
貸倒引当金	※2 △1,573	※2 △1,372
投資その他の資産合計	74,177	96,212
固定資産合計	136,692	164,301
資産合計	479,698	500,357

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	※3 39,261	※3 34,140
1年内返済予定の長期借入金	16,690	16,690
リース債務	82	56
未払金	※1 20,025	※1 25,703
未払法人税等	13,869	12,870
未払消費税等	1,720	6,755
未成工事受入金	49,332	47,191
前受金	139	145
預り金	※3 116,699	※3 136,721
賞与引当金	16,536	16,394
完成工事補償引当金	1,076	1,072
その他	1,392	2,510
流動負債合計	276,826	300,251
固定負債		
長期借入金	63,278	54,942
リース債務	84	31
退職給付引当金	6,579	6,579
長期預り保証金	3,753	3,916
その他	4,726	3,643
固定負債合計	78,423	69,113
負債合計	355,249	369,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,060	29,060
資本剰余金		
資本準備金	34,540	34,540
資本剰余金合計	34,540	34,540
利益剰余金		
利益準備金	7,265	7,265
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	67,587	81,969
利益剰余金合計	74,852	89,234
自己株式	※6 △13,485	※6 △16,857
株主資本合計	124,968	135,979
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,156	3,202
繰延ヘッジ損益	603	△943
土地再評価差額金	△7,584	△7,584
評価・換算差額等合計	△824	△5,324
新株予約権	303	337
純資産合計	124,448	130,992
負債純資産合計	479,698	500,357

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
売上高		
完成工事高	※1 589,473	※1 595,772
不動産事業等売上高	19,499	21,604
売上高合計	608,973	617,377
売上原価		
完成工事原価	417,190	420,208
不動産事業等売上原価	20,283	19,852
売上原価合計	437,473	440,061
売上総利益		
完成工事総利益	172,283	175,564
不動産事業等総利益又は不動産事業等総損失 (△)	△783	1,752
売上総利益合計	171,499	177,316
販売費及び一般管理費	※2 121,353	※2 123,835
営業利益	50,146	53,481
営業外収益		
受取利息	471	422
有価証券利息	344	292
受取配当金	4,659	22,925
受取手数料	3,325	3,345
雑収入	1,139	1,138
営業外収益合計	※3 9,940	※3 28,123
営業外費用		
支払利息	684	551
貸倒引当金繰入額	87	49
投資有価証券評価損	—	38
雑支出	325	320
営業外費用合計	※3 1,097	※3 959
経常利益	58,990	80,646
特別利益		
投資有価証券売却益	—	151
特別利益合計	—	151
特別損失		
固定資産除売却損	※4 47	※4 96
特別損失合計	47	96
税引前当期純利益	58,942	80,701
法人税、住民税及び事業税	21,702	19,948
法人税等調整額	2,769	942
法人税等合計	24,471	20,890
当期純利益	34,471	59,811

【完成工事原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		57,036	13.7	54,667	13.0
II 外注費	※2	321,567	77.1	326,886	77.8
III 経費		38,586	9.2	38,654	9.2
(うち人件費)		(23,444)	(5.6)	(24,673)	(5.9)
計		417,190	100.0	420,208	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

※2. 当社は各施工会社に材料費・工賃を一括して外注しております。

【不動産事業等売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 維持管理費	※1	389	1.9	395	2.0
II 支払手数料	※2	2,344	11.6	2,205	11.1
III 賃貸事業売上原価		3,190	15.7	3,523	17.8
IV 分譲売上原価	※3	1,330	6.6	866	4.4
V 経費		12,898	63.6	12,667	63.8
(うち人件費)		(12,898)	(63.6)	(12,667)	(63.8)
VI その他事業原価		128	0.6	193	0.9
計		20,283	100.0	19,852	100.0

(注) ※1. 維持管理費とは、賃貸建物管理委託契約に係る共用部分の電気代等、賃貸建物の維持管理上必要な費用です。

※2. 支払手数料とは、入居者斡旋に係る不動産業者等への手数料です。

※3. 分譲売上原価とは、分譲マンション及び復興支援住宅に係る材料費、外注費及び経費です。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	29,060	34,540	8	34,549	7,265	74,173	81,439	△10,124	134,925
会計方針の変更による 累積的影響額						△563	△563		△563
会計方針の変更を反映し た当期首残高	29,060	34,540	8	34,549	7,265	73,610	80,875	△10,124	134,362
当期変動額									
剰余金の配当						△28,638	△28,638		△28,638
当期純利益						34,471	34,471		34,471
自己株式の取得								△19,145	△19,145
自己株式の処分			1,316	1,316				2,603	3,919
自己株式の消却			△1,325	△1,325		△11,856	△11,856	13,181	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△8	△8	—	△6,022	△6,022	△3,361	△9,393
当期末残高	29,060	34,540	—	34,540	7,265	67,587	74,852	△13,485	124,968

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,688	49	△4,881	△142	186	134,969
会計方針の変更による 累積的影響額						△563
会計方針の変更を反映し た当期首残高	4,688	49	△4,881	△142	186	134,406
当期変動額						
剰余金の配当						△28,638
当期純利益						34,471
自己株式の取得						△19,145
自己株式の処分						3,919
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,467	553	△2,703	△681	116	△564
当期変動額合計	1,467	553	△2,703	△681	116	△9,957
当期末残高	6,156	603	△7,584	△824	303	124,448

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	29,060	34,540	—	34,540	7,265	67,587	74,852	△13,485	124,968
会計方針の変更による累積的影響額							—		—
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,060	34,540	—	34,540	7,265	67,587	74,852	△13,485	124,968
当期変動額									
剰余金の配当						△30,439	△30,439		△30,439
当期純利益						59,811	59,811		59,811
自己株式の取得								△25,758	△25,758
自己株式の処分			480	480				6,917	7,397
自己株式の消却			△480	△480		△14,990	△14,990	15,470	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	14,381	14,381	△3,371	11,010
当期末残高	29,060	34,540	—	34,540	7,265	81,969	89,234	△16,857	135,979

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,156	603	△7,584	△824	303	124,448
会計方針の変更による累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,156	603	△7,584	△824	303	124,448
当期変動額						
剰余金の配当						△30,439
当期純利益						59,811
自己株式の取得						△25,758
自己株式の処分						7,397
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,953	△1,546	—	△4,500	34	△4,466
当期変動額合計	△2,953	△1,546	—	△4,500	34	6,543
当期末残高	3,202	△943	△7,584	△5,324	337	130,992

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(2) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	3～8年
車両運搬具	4年
工具器具・備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、特別目的事業体が発行した劣後債及び劣後信託受益権については、貸付金の貸倒れ等により特別目的事業体の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額を、発生した事業年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（通貨オプション及び通貨スワップ並びに為替予約取引）

ヘッジ対象

資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供されている資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券及び投資有価証券		
(宅地建物取引業法に基づく 営業保証金)	2,006百万円	201百万円
(住宅建設瑕疵担保保証金)	3,411百万円	2,642百万円
(輸入資材の関税・消費税の 納期限延長)	904百万円	903百万円
その他(投資その他の資産)		
(宅地建物取引業法に基づく 営業保証金)	－百万円	1,855百万円
(住宅建設瑕疵担保保証金)	－百万円	1,311百万円
対応する債務		
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未払金		
(輸入資材の関税・消費税)	364百万円	86百万円

※2. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体(SPE)を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該SPEの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなり、その購入状況等は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
劣後債及び劣後信託受益権	12,865百万円	12,857百万円
貸倒引当金	△650百万円	△476百万円
劣後債及び劣後信託受益権 の当初引受割合	6.17%	6.17%
償還期限	2034年11月～2043年2月	2034年11月～2043年2月
SPEの貸付債権残高	81,083百万円	67,380百万円
SPEの社債又は信託受益権残高	81,722百万円	68,374百万円
SPEの数	10	10

劣後債及び劣後信託受益権の当初引受割合は、当初の発行総額に対する引受額の割合です。

※3. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
工事未払金	2,762百万円	2,292百万円
預り金	111,000百万円	130,864百万円

預り金のうち大東建物管理株式会社から決済資金及び余資資金を預っているものが、前事業年度103,080百万円、当事業年度120,380百万円あります。この預り金の利率に関しては市場金利を勘案して決定しております。

4. 保証債務

施主の当社に対する工事代金支払のための融資実行を円滑にするため、当社は次の会社に対し保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
大東ファイナンス株式会社 (関係会社)	54,514百万円	60,389百万円

定期借地権付住宅購入者の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	157百万円	99百万円

当社の各関係会社の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式会社ジューシー情報センター	118百万円	111百万円

下記の会社のリース債務について、当社は保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式会社ガスバル	196百万円	159百万円

5. 当座貸越契約

当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行12行（前事業年度は6行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越限度額の総額	38,740百万円	98,725百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	38,740百万円	98,725百万円

※6. 自己株式

自己株式に計上されている従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有している当社株式は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
従業員持株E S O P信託	839百万円	8,325百万円
株式給付信託	5,063百万円	4,058百万円
計	5,902百万円	12,384百万円

(損益計算書関係)

※1. 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工事進行基準による完成工事高	582,839百万円	589,957百万円

※2. 「販売費及び一般管理費」の主な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
従業員給料手当	53,857百万円	53,569百万円
賞与引当金繰入額	13,483百万円	13,588百万円
退職給付費用	1,077百万円	1,430百万円
広告宣伝費	7,538百万円	8,952百万円
地代家賃	5,187百万円	5,321百万円
減価償却費	1,279百万円	1,725百万円

おおよその割合

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費	84%	82%
一般管理費	16%	18%

※3. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業外収益	5,427百万円	22,515百万円
営業外費用	17百万円	108百万円

※4. 固定資産除売却損の内訳は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	40百万円	76百万円
構築物	3百万円	3百万円
工具器具・備品	3百万円	16百万円
計	47百万円	96百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	100	2,784	2,684
計	100	2,784	2,684

当事業年度 (平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	100	3,110	3,010
計	100	3,110	3,010

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	29,041	29,041
関連会社株式	112	14,530
計	29,153	43,572

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券評価損否認額	254百万円	302百万円
関係会社株式評価損否認額	1,132百万円	1,082百万円
貸倒引当金繰入超過額	596百万円	488百万円
ソフトウェア償却超過額	484百万円	350百万円
未払費用否認額	2,221百万円	2,309百万円
未払事業税否認額	1,029百万円	868百万円
賞与引当金繰入否認額	5,474百万円	5,060百万円
退職給付引当金繰入否認額	2,127百万円	2,014百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円	421百万円
その他	2,900百万円	2,822百万円
繰延税金資産小計	16,223百万円	15,720百万円
評価性引当額	△2,024百万円	△2,042百万円
繰延税金資産合計	14,198百万円	13,678百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,942百万円	△1,413百万円
繰延ヘッジ損益	△297百万円	－百万円
繰延税金負債合計	△3,240百万円	△1,413百万円
繰延税金資産の純額	10,958百万円	12,264百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	9,964百万円	9,806百万円
固定資産－繰延税金資産	993百万円	2,458百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.8%	1.2%
永久に益金に算入されない項目	△2.0%	△8.9%
住民税均等割	0.0%	0.5%
評価性引当額	3.8%	0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0%	1.1%
その他	0.3%	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等負担率	41.5%	25.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が839百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が898百万円、その他有価証券評価差額金が79百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が20百万円減少しております。

（重要な後発事象）

（自己株式の取得）

平成28年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、消却を前提とした株主還元策の一環として、次のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得する株式の数 | 1,300,000株（上限） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 20,200百万円（上限） |
| ④ 株式の取得の時期 | 自 平成28年5月2日 至 平成29年3月30日 |
| ⑤ 予定消却財源 | 利益剰余金 |
| ⑥ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	住友不動産(株)	3,903,000	12,856
		大末建設(株)	1,013,700	805
		日比谷総合設備(株)	466,000	734
		東プレ(株)	267,000	559
		文化シャッター(株)	597,000	552
		(株)横河ブリッジホールディングス	393,000	475
		マックス(株)	300,000	346
		(株)TSIホールディングス	450,000	337
		オリンパス(株)	76,000	332
		(株)ジャステック	170,000	155
	その他 (13銘柄)	1,057,683	603	
		計	8,693,383	17,760

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	国債・地方債等		
		第103回利付国債（5年）	2,870	2,882
		社債		
		モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー 担保付社債	3,000	3,001
		バンクオブアメリカ ユーロ建変動利付債リパッケージ債	1,400	1,398
		JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー ユーロ円債	1,000	994
		小計	8,270	8,276
投資有価証券	その他 有価証券	国債・地方債等		
		第106回利付国債（5年）	480	482
		第109回利付国債（5年）	380	382
		社債		
		第16回ルノー円貨社債	3,000	3,022
		パークレイズ銀行 ユーロ建劣後債リパッケージ債	3,000	2,967
		スタンダードチャータード銀行 ユーロ建劣後債リパッケージ債	1,000	1,000
		小計	7,860	7,855
劣後債及び劣後信託受益権	その他 有価証券	変動利率担保付社債		
		DTC Nine Funding Limited	4,406	4,406
		DTC Two Funding Limited	1,508	1,405
		DTC Three Funding Limited	1,373	1,278
		プライム・エステート・アルファ 特定目的会社第1回E号	921	921
		DTC Six Funding Limited	844	844
		DTC Four Funding Limited	738	738
		DTC Five Funding Limited	708	708
		DTC One Special Purpose Company	566	531
		小計	11,066	10,832
計		27,196	26,964	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	信託受益権		
		ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 15号	500	500
		ソフトバンク向け売掛債権信託受益権 2016-01	5	499
		ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 16号	300	300
小計		805	1,300	
劣後債及び劣 後信託受益権	その他 有価証券	劣後信託受益権		
		プライムエステート・ベータ信託受益 権	—	1,426
		U-lasya2014信託受益権	—	598
		小計	—	2,024
計		805	3,325	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当 期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	31,997	645	180	32,463	15,674	845	16,789
構築物	1,134	15	9	1,140	599	34	541
機械及び装置	470	266	—	737	208	153	529
車両運搬具	6	—	—	6	6	—	0
工具器具・備品	3,412	649	286	3,775	2,664	395	1,111
土地	39,420 (△7,584)	1,127	—	40,547 (△7,584)	—	—	40,547
リース資産	722	3	203	522	439	78	82
有形固定資産計	77,164	2,709	679	79,194	19,592	1,507	59,601
無形固定資産							
ソフトウェア	3,437	3,185	443	6,179	1,938	1,020	4,241
ソフトウェア仮勘定	1,250	4,076	1,250	4,076	—	—	4,076
その他	169	3	—	172	3	3	168
無形固定資産計	4,856	7,265	1,693	10,429	1,942	1,024	8,487
長期前払費用	95	14	14	95	55	14	40

(注) 土地の「当期首残高」及び「当期末残高」の(内書)は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,839	49	18	276	1,594
賞与引当金	16,536	16,394	16,536	—	16,394
完成工事補償引当金	1,076	1,072	—	1,076	1,072

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の(その他)欄のうち、157百万円は劣後債に係る引当金の減少額であり、118百万円は債権回収による取崩額です。

2. 完成工事補償引当金の当期減少額の(その他)欄の金額は、洗替によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	(注) 2
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/koukoku.html
株主に対する特典	<p>1. 100株以上保有の株主様対象</p> <p>(1) 権利確定月3月・9月…①～⑤全て利用可</p> <p>① 建築工事請負代金 キャッシュバック30万円</p> <p>② 分譲マンション購入 金額キャッシュバック30万円</p> <p>③ 紹介報奨金10%アップ</p> <p>④ 建築工事のオプション 設備サービス(上限30万円)</p> <p>⑤ 賃貸仲介手数料 無料券1枚</p> <p>(2) 権利確定月3月…A・Bから選択</p> <p>A 全国共通商品券 所有株式数に応じて商品券を贈呈</p> <p>100～299株 1,000円分</p> <p>300～499株 3,000円分</p> <p>500～999株 5,000円分</p> <p>1,000株以上 10,000円分</p> <p>B 大東建託グループみらい基金への寄付</p> <p>(3) 権利確定月3月 保有期間1年以上…A～Dから選択</p> <p>A ペットボトル入りお茶(350ml×24本)</p> <p>B ペットボトル入り水(350ml×24本)</p> <p>C 全国共通商品券 1,000円分</p> <p>D 大東建託グループみらい基金への寄付</p> <p>2. 300株以上保有の株主様対象</p> <p>(1) 権利確定月3月 保有期間3年以上…A～Dから選択</p> <p>A スtringスホテル東京インターコンチネンタル宿泊半額割引券(1泊分) 品川イーストワンタワー〈本社ビル26～32階〉</p> <p>B ル・メリディアンクアラルンプール(マレーシア)宿泊半額割引券(3泊分)</p> <p>C 全国共通商品券 10,000円分</p> <p>D 大東建託グループみらい基金への寄付</p> <p>※詳細はウェブサイトにて掲載しております。 当社ウェブサイト http://www.kentaku.co.jp/</p>

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。
2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取り及び買増しを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が取扱っております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第41期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第42期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月5日関東財務局長に提出。

第42期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月5日関東財務局長に提出。

第42期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月4日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

平成27年7月15日、平成27年8月5日、平成27年9月14日、平成27年10月14日、平成27年11月13日、平成27年12月14日、平成28年1月13日、平成28年2月12日、平成28年3月11日、平成28年6月15日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による自己株式の処分 平成27年11月24日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第41期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年10月2日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月28日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大東建託株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大東建託株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月28日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月28日

【会社名】 大東建託株式会社

【英訳名】 DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊切 直美

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営管理本部長 川合 秀司

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長熊切直美及び常務取締役経営管理本部長川合秀司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社（大東建物管理株式会社）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、大東建物管理株式会社以外の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度における予想連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を、「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「完成工事高」「不動産事業売上高」「完成工事原価」「不動産事業売上原価」「完成工事未収入金等」「未成工事支出金」「前払費用」及び「前受金」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊切 直美
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営管理本部長 川合 秀司
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長熊切直美及び当社最高財務責任者常務取締役経営管理本部長川合秀司は、当社の第42期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。